

環境基準項目等の設定根拠等

第1 今回検討項目（要監視項目）

1	塩化ビニルモノマー	1
2	エピクロロヒドリン	3
3	1,4-ジオキサン	4
4	全マンガン	5
5	ウラン	7
6	p-ジクロロベンゼン	8
7	アンチモン	9

第2 環境基準項目

1	カドミウム	11
2	全シアン	13
3	鉛	15
4	六価クロム	16
5	砒素	17
6	総水銀	18
7	アルキル水銀	18
8	P C B	20
9	ジクロロメタン	21
10	四塩化炭素	22
11	1,2-ジクロロエタン	23
12	1,1-ジクロロエチレン	24
13	シス-1,2-ジクロロエチレン	25
14	1,1,1-トリクロロエタン	26
15	1,1,2-トリクロロエタン	27
16	トリクロロエチレン	28
17	テトラクロロエチレン	29
22	ベンゼン	30
23	セレン	31
24	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	32
25	ふっ素	33
26	ほう素	35

第3 要監視項目

1	クロロホルム	36
2	トランス-1,2-ジクロロエチレン	37
3	1,2-ジクロロプロパン	38
17	トルエン	39
18	キシレン	40
19	フタル酸ジエチルヘキシル	41
20	ニッケル	42
21	モリブデン	44

第4 出典等 46

※農薬関連項目については今回の検討から除外した。

検討1 塩化ビニルモノマー

1. 物質情報

名称	塩化ビニルモノマー
CAS No	75-1-4
元素／分子式	C ₂ H ₃ Cl
原子量／分子量	62.5
環境中での挙動	環境中では、塩化ビニルモノマーはほぼ完全に蒸気相で存在し、また、水酸基ラジカルおよびオゾンと反応し、最終的にはホルムアルデヒド、一酸化炭素、塩酸、ギ酸などを形成する。その半減期は 1～4 日である（WHO, 1999）。 日光または酸素がない状態では安定であるが、空気、光あるいは熱に曝されると重合する。 塩化ビニルモノマーは水溶解性が比較的低く、微粒子物質および沈殿物への吸着能が低い。表層水に取り込まれた塩化ビニルモノマーは揮発によって除去される。表層水からの揮発について報告された半減期は約 1～40 時間である（WHO, 1999）。 地面に放出された場合には、土壤に吸着されず、地下水にすぐに移動し、そこで二酸化炭素と塩素イオンまで分解されることもあれば、あるいは数か月間または数年間にもわたって変化せずにとどまることもある。塩化ビニルモノマーはトリクロロエチレン等の分解産物として地下水で報告されている（WHO, 1999）
物理的性状	特徴的な臭気のある無色の気体
比重	0.9（液体）
水への溶解性	不溶

2. 主な用途及び生産量

主な用途	ポリ塩化ビニル、塩化ビニル酢酸ビニル共重合体、塩化ビニリデンー塩化ビニル共重合体の合成
生産量等 （平成 12 年）	生産量：3,031,692t 輸入量： 11,028t 輸出量： 547,595t

3. 現行基準等

(1)国内基準値等

環境基準値	—
水道水質基準値	0.002mg/l（要検討項目目標値）
P R T R法	第1種指定化学物質（政令番号 77）

(2)諸外国基準値等

WHO飲料水質ガイドライン	0.005mg/l（第2版） 0.0003mg/l（第3版ドラフト）
U S E P A	0.002mg/l
E U	0.0005mg/l

4. 水環境における検出状況等（指針値 0.002mg/l）

(1)公共用水域

要調査項目（平成 11 年度）	147 地点中	超過 0 地点(0.0%)	10%値超過 1 地点(0.7%)
化学物質と環境(平成 9 年度)	43 地点中	超過 0 地点(0.0%)	10%値超過 1 地点(2.3%)

(2)地下水

地下水実態調査(平成 5 年度)	272 井戸中	超過 4 井戸(1.5%)	10%値超過 7 井戸(2.6%)
要調査項目（平成 11 年度）	23 井戸中	超過 0 井戸(0.0%)	10%値超過 1 井戸(4.3%)

5. P R T R制度による全国の届出排出量（平成 13 年度）

公共用水域	15,552Kg
合計	821,320Kg

6. 指針値の導出方法等

Feronら(1981)のラットを用いた経口投与試験での肝細胞がん発症率に線形マルチステージモデルを適用した発がんリスク 10^{-5} 相当用量は $0.0875 \mu\text{g/kg/day}$ となる。体重 50kg 、飲水量 2l/day として、指針値を 0.002mg/l とした。

検討2 エピクロロヒドリン

1. 物質情報

名称	エピクロロヒドリン
CAS No	106-89-8
元素／分子式	C ₃ H ₅ ClO
原子量／分子量	92.5
環境中での挙動	エピクロロヒドリンの蒸気圧は16.4 mmHg (25 °C) であり、大気中ではガス状で存在すると考えられる。大気中ではOHラジカルと反応し、半減期は36日と推定される。土壌中では、小さなKocの値(40)から大きな移動性を持つと考えられる。湿った土壌(Henry's 定数 $(3.0 \times 10^{-5} \text{ atm} \cdot \text{m}^3/\text{mole})$) や乾燥土壌(高い蒸気圧)からの大気への揮散が容易に起こると考えられる。また、湿った土壌では加水分解が起こる。馴化した土壌や表流水では生分解が起こる。既存点検調査ではBOD分解度 18%で難分解性である。水中では、溶存態で存在する。予測される大気への揮散の半減期は、河川及び湖沼で、それぞれ、19時間および12日である。加水分解が起こりその半減期は蒸留水で8.2日、模擬海水で5.3日である。生物濃縮性はない。
物理的性状	刺激臭のある無色の液体
比重	1.2
水への溶解性	6g/100ml

2. 主な用途及び生産量

主な用途	エポキシ樹脂・合成グリセリン・界面活性剤等の合成原料、繊維処理剤、溶剤、可塑剤、安定剤
生産量等 (平成12年)	生産量：134,709 t 輸出量：26,381 t 輸入量：15,790 t

3. 現行基準等

(1)国内基準値等

環境基準値	—
水道水質基準値	0.0004mg/l(p) (要検討項目目標値)
PRT法	第1種指定化学物質(政令番号54)

(2)諸外国基準値等

WHO飲料水質ガイドライン	0.0004mg/l(p) (第2版、第3版ドラフト)
USEPA	なし
EU	0.0001mg/l

4. 水環境における検出状況等(指針値 0.0004mg/l)

(1)公共用水域

要調査項目(平成12年度)	76地点中 超過2地点(2.6%) 10%値超過5地点(6.6%)
---------------	-----------------------------------

(2)地下水

地下水実態調査(平成7年度)	20井戸中 超過0井戸(0.0%) 10%値超過0井戸(0.0%)
----------------	-----------------------------------

5. PRT制度による全国の届出排出量(平成13年度)

公共用水域	1,869kg
合計	97,116kg

6. 指針値の導出方法等

Westerら(1985)のラットを用いた経口投与試験で、前胃の腫瘍が認められた LOAEL 2mg/kg/day に発がん性を考慮し不確実係数 10,000 を適用して、TDI は 0.14 μg/kg/day となる。水の寄与率 10%、体重 50kg、飲用水量 2l/day として、指針値を 0.0004mg/l とした。

検討3 1,4-ジオキサン

1. 物質情報

名称	1,4-ジオキサン
CAS No	123-91-1
元素／分子式	C ₄ H ₈ O ₂
原子量／分子量	88.1
環境中での挙動	1,4-ジオキサンは、塗料、ニス、ラッカー、化粧品、脱臭剤、酢酸セルロース、エチルセルロース、ベンジルセルローズ、樹脂、油、ろう、油および精油ゾル染料のために溶剤として使用される。水と任意に混合し、加水分解性や生物濃縮はない。水と混和するため、水からの揮散に関するデータはない。蒸気圧が小さいため、水の蒸発に伴いある程度は揮散すると思われる。土壌分配係数は小さく、土壌に放出された場合には地下水にまで到達する。蒸気圧が低い(37mmHg, 25℃)ため、乾燥土壌からは大気に揮散すると考えられる。大気中ではヒドロキシラジカルとの反応により速やかに分解し、半減期は6.69 から 9.6 時間である。反応生成物は、ケトンやアルデヒドと推定される。ジオキサン/NO 系でも同程度の半減期が得られている。BOD 分解度はほとんどなく、環境中での生分解性は悪い。
物理的性状	特徴的な臭気のある無色の液体
比重	1.03
水への溶解性	水に混和する

2. 主な用途及び生産量

主な用途	洗浄剤、合成皮革用・反应用の溶剤、塩素系溶剤、医薬品
生産量等 (平成 12 年)	生産量：4,500 t (推定)

3. 現行基準等

(1)国内基準値等

環境基準値	—
水道水質基準値	0.05mg/l
P R T R 法	第 1 種指定化学物質 (政令番号 113)

(2)諸外国基準値等

WHO飲料水質ガイドライン	なし (第 2 版) 0.05mg/l (第 3 版ドラフト)
U S E P A	なし
E U	なし

4. 水環境における検出状況等 (指針値 0.05mg/l)

(1)公共用水域

要調査項目 (平成 12 年度)	76 地点中 超過 0 地点(0.0%) 10%値超過 2 地点(2.6%)
化学物質と環境 (平成 4～13 年度)	347 地点中 超過 1 地点(0.3%) 10%値超過 16 地点(4.6%)

(2)地下水

地下水実態調査(平成 2 年度)	200 井戸中 超過 1 井戸(0.5%) 10%値超過 9 井戸(4.5%)
要調査項目 (平成 12 年度)	15 井戸中 超過 0 井戸(0.0%) 10%値超過 0 井戸(0.0%)

5. P R T R 制度による全国の届出排出量 (平成 13 年度)

公共用水域	23,200Kg
合計	183,034Kg

6. 指針値の導出方法等

Yamazaki ら(1994)のラットを用いた飲水投与試験での肝腫瘍発症率に線形マルチステージモデルを適用した発がんリスク 10^{-5} 相当用量として、指針値を 0.05mg/l とした。

検討4 全マンガン

1. 物質情報

名称	全マンガン			
CAS No	7439-96-5			
元素／分子式	Mn			
原子量／分子量	54.94			
環境中での挙動	元素状および無機のマンガンは大気中では浮遊粒子状物質として存在する可能性がある。地表水中では、マンガンは溶存および懸濁体として存在する。嫌気的条件下の地下水では溶存態のマンガンレベルが上昇していることがある。pH 4～7 では、ほとんどの水中で2価の形態であるが、より高い pH ではより高度に酸化された形態のものも出現する。マンガンは、有機物含量と陽イオン交換能に依存して土壌に吸着しうる。マンガンは下等な生物には生物濃縮されるが、高等生物では生物濃縮されず食物連鎖による生物濃縮倍率の上昇はさほど顕著ではない。			
化合物の例	塩化マンガン (MnCl_2)、二酸化マンガン (MnO_2)、過マンガン酸カリウム (KMnO_4)			
物理的性状 比重 水への溶解性	マンガン	塩化マンガン	二酸化マンガン	過マンガン酸カリウム
	赤灰色又は銀色の もろい金属	桃色単斜晶系 結晶	黒銅色針状結晶 又は無定型粉末	暗紫色結晶、赤色金属 光沢の斜方系稜状
	7.2	2.0	5.0	2.7
	不溶	723g/l	不溶	63.8g/l

2. 主な用途及び生産量

主な用途	金属マンガン：ステンレス、特殊鋼の脱酸および添加材、銅などの非鉄金属の添加材 塩化マンガン：染色工業、医薬品、塩化物合成の触媒、塗料乾燥剤 二酸化マンガン：乾電池、酸化剤、フェライト、マッチ原料、ガラス工業、漂白剤原料 過マンガン酸カリウム：マンガン・鉄などの除去剤、臭気・有機物の除去剤、繊維・樹脂等の原料
生産量等 (平成 12 年)	国内生産量：63,378,679kg (二酸化マンガン) 輸 出 量：44,493kg (マンガン)、2,370,054kg (二酸化マンガン) 輸 入 量：43,269,724kg (マンガン)、2,339,742kg (二酸化マンガン)

3. 現行基準等

(1)国内基準値等

環境基準値	—
水道水質基準値	0.05mg/l (性状) 0.01mg/l (水質管理目標設定項目目標値)
P R T R 法	第1種指定化学物質 (政令番号 311)

(2)諸外国基準値等

WHO飲料水質ガイドライン	0.5mg/l (第2版及び第3版ドラフト) 0.1mg/l (性状)
U S E P A	0.05mg/l (性状)
E U	0.05mg/l

4. 水環境における検出状況等 (指針値 0.2mg/l)

(1)公共用水域

要調査項目 (平成 13 年度)	50 地点中 超過 2 地点 (4.0%) 10%値超過 29 地点 (58.0%)
水道統計 (原水：表流水・ダム・湖沼) (平成 12 年度)	1,296 地点中 超過 97 地点 (7.5%) 10%値超過 719 地点 (55.5%)

(2)地下水

地下水実態調査 (平成 7 年度)	20 井戸中 超過 0 井戸 (0.0%) 10%値超過 4 井戸 (20.0%)
水道統計 (原水：地下水) (平成 12 年度)	3,099 井戸中 超過 224 井戸 (7.2%) 10%値超過 698 井戸 (22.5%)

5. P R T R制度による全国の届出排出量（平成 13 年度）

公共用水域	1,036,245Kg
合計	4,637,753Kg

6. 指針値の導出方法等

人が高用量を摂取したとき神経毒性兆候を示すとの報告もあるが、通常の摂取量では毒性発現は見られない。米国 I O M(Institute of Medicine)の食品栄養委員会 (The food and Nutrition Board)による NOAEL 0.22mg/kg/day（人での平均摂取量の最大値）に不確実係数 3（水からのマンガンの生物学的利用可能度が上昇する可能性を考慮して）を適用し、TDI は 0.073mg/kg/day となる。水の寄与率 10%、体重 50kg、飲用水量 2l/day として、指針値を 0.2 mg/l とした。

検討5 ウラン

1. 物質情報

名称	ウラン		
CAS No	7440-61-1		
元素／分子式	U		
原子量／分子量	238.029		
環境中での挙動	ウランは、天然鉱物からの浸出、原子力産業からの排出、石炭等の燃料の燃焼、ウランを含むリン酸肥料の使用などによって環境中に存在する。		
化合物の例	ウラン、二酸化ウラン (UO ₂)、六フッ化ウラン (UF ₆)		
物理的性状 比重 水への溶解性	ウラン	二酸化ウラン	六フッ化ウラン
	黒～茶色の結晶あるいは黒～茶色の粉末	黒～茶色の結晶あるいは黒～茶色の粉末	無色～白色の潮解性結晶
	19.0	11.0	5.09
	不溶	不溶	反応する

2. 主な用途及び生産量

主な用途	主に原子核燃料
生産量等 (平成 11 年)	輸入量：1,512,015 kg (天然ウラン) 920,371 kg (濃縮ウラン) 1,759 kg (劣化ウラン) 輸出量：140 kg (天然ウラン) 93,203 kg (劣化ウラン)

3. 現行基準等

(1)国内基準値等

環境基準値	—
水道水質基準値	0.002mg/l(p) (水質管理目標設定項目目標値)
PRT法	—

(2)諸外国基準値等

WHO飲料水質ガイドライン	0.002mg/l(p) (第2版)	0.009mg/l(p) (第3版ドラフト)
USEPA	0.03mg/l (2003/12/8 から)	
EU	—	

4. 水環境における検出状況等 (指針値 0.002mg/l)

(1)公共用水域

要調査項目 (平成 13 年度)	50地点中 超過 4地点(8.0%)	10%値超過12地点(24.0%)
------------------	--------------------	-------------------

(2)地下水

地下水実態調査(平成 10 年度)	139井戸中 超過 2井戸(1.4%)	10%値超過 3井戸(2.2%)
-------------------	---------------------	------------------

5. 指針値の導出方法等

Gilman ら(1998)のラットを用いた飲水投与試験で、最低用量で腎毒性が見られたことから LOAEL 0.06mg/kg/day に不確実係数 100 (この用量での変化が最小限であることを考慮して)を適用し、TDI は 0.0006mg/kg/day となる。水の寄与率 10%、体重 50kg、飲水量 2l/day として指針値を 0.002mg/l とした。

検討6・要監視4 p-ジクロロベンゼン

1. 物質情報

名称	p-ジクロロベンゼン (1,4-ジクロロベンゼン)
CAS No	106-46-7
元素／分子式	C ₆ H ₄ Cl ₂
原子量／分子量	147.0
環境中での挙動	ジクロロベンゼン類は有機物量が多い土壌に強く吸着すると考えられ、地下水へほとんど移行しないと思われる。土壌中では好氣的条件下で徐々に生物分解される。土壌表面では主に揮発が起こると考えられる。水中でのジクロロベンゼン類は主に堆積物への吸着と水生生物への生物蓄積により減少すると考えられる。表流水では、加水分解、酸化あるいは光分解ではなく蒸発が重要である。ジクロロベンゼン類は馴化された微生物により好氣的条件の水中で生物分解される。しかし、湖沼堆積物あるいは地下水のような嫌氣的条件下では生物分解されないと考えられる。
物理的性状	強い臭気のある無色～白色の結晶
比重	1.2
水への溶解性	溶けない

2. 主な用途及び生産量

主な用途	染料中間物、殺虫剤、有機合成、調剤、防臭剤、農薬
生産量等	不明

3. 現行基準等

(1)国内基準値等

環境基準値	0.3mg/l (要監視項目指針値)
水道水質基準値	—
P R T R法	第1種指定化学物質(政令番号140)

(2)諸外国基準値等

WHO飲料水水質ガイドライン	0.3mg/l (第2版、第3版ドラフト)
USEPA	0.075mg/l
EU	なし

4. 水環境における検出状況等(新たな指針値0.2mg/l)

(1)公共用水域

要監視項目(平成6～13年度)	6,001地点中 超過0地点(0.0%) 10%値超過0地点(0.0%)
-----------------	--------------------------------------

(2)地下水

要監視項目(平成6～13年度)	1,955井戸中 超過0井戸(0.0%) 10%値超過0井戸(0.0%)
-----------------	--------------------------------------

5. P R T R制度による全国の届出排出量(平成13年度)

公共用水域	1,336Kg
合計	100,985Kg

6. 指針値の導出方法等

WHO 飲料水水質ガイドラインの根拠データ(NTP(1987))によるLOAEL 150mg/kg/dayから不確実係数1,000(発ガン性、LOAEL使用を考慮)を適用して、1週間5日投与を考慮してTDIは0.107mg/kg/dayとなる。水の寄与率10%、体重50kg、飲用水量2l/dayから、これまでの指針値は0.3mg/lとされていた。

新たな知見として、Naylorら(1996)のビーグル犬を用いた経口投与試験で、肝毒性を根拠にしたNOAEL 10mg/kg/dayに不確実係数100を適用して、1週間5日投与を考慮してTDIは0.0714mg/kg/dayとなる。水の寄与率10%、体重50kg、飲用水量2l/dayから、新たな指針値を0.2mg/lとした。

検討 7・要監視 2.2 アンチモン

1. 物質情報

名称	アンチモン		
CAS No	7440-36-0		
元素／分子式	Sb		
原子量／分子量	121.8		
環境中での挙動	環境中への放出の大部分は、アンチモン又は酸化アンチモンの製造時に精錬所から放出されるスラグによるものである。大気中には微粒子として放出され、大気中オキシダントにより酸化されて三酸化二アンチモン (Sb_2O_3) となると考えられている。水系への放出は、通常微粒子と関連しており、移動後河川河口部などの堆積層に沈降する。水中で溶解しているものも懸濁物、生体、堆積物への移行等があり、また種々の条件で酸化・還元を受ける。溶解性のものは、自然水系の好気条件下ではアンチモン酸型の+5 価の状態と考えられる。水中に存在する化学種としては、Sb(III)、Sb(V) 化合物及び微生物のメチル化により生成したメチルスチボン酸又はジメチルスチボン酸の4種が知られている事例がある。 アンチモンは土壌中のコロイドに強く吸着され、コロイド微粒子と共に地下水中を移動する。堆積物からの水中への再放出は、pH の影響を強く受け、pH が高くなると急に増加する。有害廃棄物処理場からのアンチモンの検出率は、米国では 12%前後で、その濃度は幾何平均値で 8~17ppm 程度である。アンチモンはヨウ化アルキル或いは臭化アルキルと反応して塩を作るので、精錬鉱滓の埋立でこれが起こると、アンチモンの地中移動性を大きく高めることになる。なお、アンチモンの生物蓄積性は高くない。		
化合物の例	酒石酸アンチモンカリウム ($\text{K}_2\text{SbO}_4\cdot\text{H}_2\text{O}$)、三酸化アンチモン (Sb_2O_3)、五酸化アンチモン (Sb_2O_5)		
物理的性状	アンチモン	三酸化アンチモン	五酸化アンチモン
	銀白色で光沢があり、硬くてもろい金属又は暗灰色の粉末	白色の結晶性粉末	黄白色粉末
比重	6.7	5.2 ないし 5.7 結晶構造により異なる	3.8
水への溶解性	溶けない	1.4mg/100ml (30℃)	わずかに溶ける

2. 主な用途及び生産量

主な用途	金属アンチモン：半導体合金、セラミックス、活字型、鋳型、はんだ 三酸化アンチモン：各種樹脂、ビニル電線、帆布・紙・塗料等の難燃助剤、高級ガラス清澄剤、ほうろう、吐酒石、合成繊維触媒原料、顔料 五酸化アンチモン：各種樹脂・繊維の難燃剤、顔料、ガラス清澄剤、電子材料原料
生産量等 (平成 12 年)	生産量：三酸化アンチモン 11,051t、五酸化アンチモン 約 300 t 輸入量：三酸化アンチモン 6,957t 輸出量：三酸化アンチモン 2,320t

3. 現行基準等

(1) 国内基準値等

環境基準値	指針値なし (要監視項目)
水道水質基準値	0.015mg/l (水質管理目標設定項目目標値)
P R T R 法	第 1 種指定化学物質 (政令番号 25)

(2) 諸外国基準値等

WHO 飲料水質ガイドライン	0.005mg/l (p) (第 2 版)、0.018mg/l (第 3 版ドラフト)
U S E P A	0.006mg/l
E U	0.005mg/l

4. 水環境における検出状況等（指針値 0.02mg/l）

(1) 公共用水域

要監視項目 （平成 6～13 年度）	4,880 地点中 超過 28 地点(0.6%) 10%値超過 105 地点(2.2%)
-----------------------	---

(2) 地下水

要監視項目 （平成 6～13 年度）	2,075 井戸中 超過 0 井戸(0.0%) 10%値超過 13 地点(0.6%)
-----------------------	---

5. PRT制度による全国の届出排出量（平成 13 年度）

公共用水域	4,090Kg
合計	13,690Kg

6. 指針値の導出方法等

要監視項目設定当初、Schroeder ら（1970）のラットへの 2 年間の飲水投与を行った実験で得られた LOAEL 0.43mg/kg/day から、不確実係数 500（LOAEL 使用を考慮）を適用して、TDI は 0.00086mg/kg/day となり、これに水の寄与率 10%、体重 50kg、飲料水量 2l/day として、指針値を 0.002mg/l としていた。

平成 11 年答申において、毒性についての定量的評価を確立するには十分な試験結果がない状況で指針値を示すことは、不確定な毒性評価をもとに環境中の存在状況について適切とはいえない評価を誘導する可能性があるとして、平成 11 年 2 月 22 日付でそれまでの指針値を削除した。

その後の知見として、Poon ら(1998)のラットを用いた飲水投与試験結果についての Lynch ら(1999)による再評価から、肝及び骨髄毒性を根拠にした NOAEL 6mg/kg/day に不確実係数 1,000 を適用して TDI は 6μg/kg/day となる。水の寄与率 10%、体重 50kg、飲料水量 2l/day から指針値を 0.02mg/l とした。

基準1 カドミウム

1. 物質情報

名称	カドミウム			
C A S №	7440-43-9			
元素／分子式	Cd			
原子量／分子量	112.4			
環境中での挙動	リン鉱石から生産される化学肥料中の不純物として土壌に拡散される。水への溶解度は pH の影響を受けやすく、懸濁状態又は沈殿状態であっても酸性になると溶解しやすくなる。環境水では主に底質や懸濁物質として存在する。			
化合物の例	塩化カドミウム(CdCl ₂)、酸化カドミウム(CdO)、硫酸カドミウム(CdSO ₄)			
物理的性状	カドミウム	塩化カドミウム	酸化カドミウム	硫酸カドミウム
	青白色の柔らかい金属塊状物あるいは灰色の粉末。展性がある。80℃にすると脆くなり、湿った空気に暴露すると光沢を失う。	無色、無臭の吸湿性結晶	無臭で茶色の結晶または非結晶性粉末	白色の結晶
比重	8.6	4.1	6.95(非結晶)	4.7
水への溶解性	溶けない	よく溶ける	溶けない	75.5g/100ml (0℃)

2. 主な用途及び生産量

主な用途	カドミ系顔料、ニッケル・カドミウム電池、合金、メッキ、蛍光体等
生産量等 (平成 12 年)	国内生産量：2,471,566t (金属カドミウム) 輸 出 量：251kg (塊、くず及び粉) 輸 入 量：3,916,204kg (塊、くず及び粉)

3. 現行基準等

(1)国内基準値等

環境基準値	0.01mg/l
水生生物保全環境基準	目標値設定項目 (目標値：0.03～10 µg/l)
水道水質基準値	0.01mg/l
P R T R法	特定第 1 種指定化学物質 (政令番号 60)

(2)諸外国基準値等

WHO飲料水質ガイドライン	0.003mg/l (第 2 版及び第 3 版ドラフト)
U S E P A	0.005mg/l
E U	0.005mg/l

4. 水環境における検出状況等 (基準値 0.01mg/l)

(1)公共用水域

常時監視 (平成 12 年度)	4,647 地点中 超過 1 地点 (0.0%)
常時監視 (平成 13 年度)	4,581 地点中 超過 0 地点 (0.0%)

(2)地下水

概況調査 (平成 12 年度)	2,997 井戸中 超過 0 井戸 (0.0%)
概況調査 (平成 13 年度)	3,003 井戸中 超過 0 井戸 (0.0%)

5. P R T R制度による全国の届出排出量 (平成 13 年度)

公共用水域	5,861kg
合計	163,302kg

6. 基準値の導出方法等

水道水質基準については、微量重金属調査研究会(1970)をもとに 0.01mg/l 以下とされている

る。魚類におけるカドミウムの蓄積についても飲料水の基準程度であれば問題がないと考えられる。以上から基準値は 0.01mg/ l 以下とした。

なお、平成 15 年 6 月に開催された JECFA において、新たに入手したデータからは暫定的耐容週間摂取量 (PTWI) を修正すべき十分な根拠は見当たらないとして、現在の PTWI である 7 μg/kg/week が維持されることになった。

基準2 全シアン

1. 物質情報

名称	全シアン			
C A S №	143-33-9 (シアン化ナトリウム)			
元素／分子式	C N			
原子量／分子量	—			
環境中での挙動	シアン化水素は非常に弱い酸で、揮発性。アルカリ金属、アルカリ土類金属などの塩は水に可溶。銅、亜鉛、カドミウム、鉛(II)などの塩は難溶性の結晶			
化合物の例	シアン化ナトリウム(NaCN)、シアン化カリウム(KCN)、塩化シアン(ClCN)、チオシアン酸ナトリウム(NaSCN)			
物理的性状	シアン化ナトリウム	シアン化カリウム	塩化シアン	チオシアン酸ナトリウム
	特徴的な臭気のある(乾燥時は無臭)白色吸湿性の結晶性粉末	特徴的な臭気のある吸湿性の結晶あるいはさまざまな形状の固体	刺激臭のある無色の圧縮液化ガス	無色又は白色の潮解性の結晶
比重		1.52		
水への溶解性	よく溶ける	71.6g/100ml		167g/100ml(21℃)

2. 主な用途及び生産量

主な用途	金の青化精錬、顔料(紺青)の原料、非鉄金属から銅及び銀などの抽出、メッキ、金属の焼き入れ、写真薬、還元剤、ビニリデン樹脂、医薬品など
生産量等(平成12年)	30,513t(シアン化ナトリウム)

3. 現行基準等

(1)国内基準値等

環境基準値	検出されないこと(定量限界0.1mg/l)
水道水質基準値	検出されないこと(定量限界0.01mg/l)
P R T R法	第1種指定化学物質(政令番号108) (無機シアン化合物:錯塩及びシアン酸塩を除く)

(2)諸外国基準値等

WHO飲料水質ガイドライン	0.07mg/l(第2版及び第3版ドラフト)
U S E P A	0.2mg/l(遊離シアンとして)
E U	0.05mg/l

4. 水環境における検出状況等(基準値 検出されないこと)

(1)公共用水域

常時監視(平成12年度)	4,152地点中 超過1地点(0.0%)
常時監視(平成13年度)	4,139地点中 超過1地点(0.0%)

(2)地下水

概況調査(平成12年度)	2,616井戸中 超過0井戸(0.0%)
概況調査(平成13年度)	2,660井戸中 超過0井戸(0.0%)

5. P R T R制度による全国の届出排出量(平成13年度)

公共用水域	36,212Kg
合計	264,031Kg

6. 基準値の導出方法等

シアンの経口致死量については、人間の事故による事例、動物実験の結果に基づく考察等により、シアン化カリではほぼ150~300mg/人と考えられており、シアン換算で60~120mg/人が半数致死濃度の致死量と考えられる。通常、人間が一回に飲用する水の量は0.5リットル程度であることから飲用時における許容濃度は安全率を100倍に見て許容限度は一応2mg/lと考えられる。

現行の基準値は、これらからさらに安全率を見込み「検出されないこと（定量限界 0.1mg/l）」とした。

基準3 鉛

1. 物質情報

名称	鉛	
C A S №	7439-92-1	
元素／分子式	Pb	
原子量／分子量	207.2	
環境中での挙動	地殻中には 13mg/kg 含まれている。地質、工場排水、鉱山排水などに起因するほか、鉛給水管からの溶出による。	
化合物の例	鉛、硝酸鉛 ($\text{Pb}(\text{NO}_3)_2$)	
物理的性状 比重 水への溶解性	鉛	硝酸鉛
	帯青色の柔らかい金属	無色の等軸晶系の結晶
	11.34	4.53
	—	3.88g/100ml (0℃)

2. 主な用途及び生産量

主な用途	鉛管、板、蓄電池、電線被覆、はんだ、活字など
生産量等（平成 12 年）	239,384 t

3. 現行基準等

(1)国内基準値等

環境基準値	0.01mg/l
水道水質基準値	0.01mg/l
P R T R 法	第 1 種指定化学物質（政令番号 230）

(2)諸外国基準値等

WHO 飲料水質ガイドライン	0.01mg/l（第 2 版及び第 3 版ドラフト）
U S E P A	0.015mg/l
E U	0.025mg/l（2003 年までに） 0.01mg/l（2013 年までに）

4. 水環境における検出状況等（基準値 0.01mg/l）

(1)公共用水域

常時監視（平成 12 年度）	4,762 地点中 超過 8 地点（0.2%）
常時監視（平成 13 年度）	4,690 地点中 超過 3 地点（0.1%）

(2)地下水

概況調査（平成 12 年度）	3,360 井戸中 超過 10 井戸（0.3%）
概況調査（平成 13 年度）	3,362 井戸中 超過 13 井戸（0.4%）

5. P R T R 制度による全国の届出排出量（平成 13 年度）

公共用水域	33,535Kg
合計	9,253,618Kg

6. 基準値の導出方法等

Ziegler(1978)、Ryu ら(1983)をもとに、JECFA において幼児に対する PTWI とし 0.025 mg/kg/week が設定されており、これに基づき TDI 相当値 0.0035mg/kg/day が算出される。水の寄与率 50%、幼児体重 5kg、飲用水量 0.75 l /day と設定して基準値を 0.01mg/l 以下とした。

基準４ 六価クロム

1. 物質情報

名称	六価クロム		
C A S №	7440-47-3		
元素／分子式	Cr ⁶⁺		
原子量／分子量	52.0		
環境中での挙動	環境中では、ほぼCrO ₄ ²⁻ やHCrO ₄ ⁻ として存在している。土壌中では六価クロムは有機物によって容易に還元されて三価クロムになる。土壌中に六価クロムが存在するのは、多くの場合人間活動の結果である。一般に六価クロム塩は、三価クロム塩よりも溶解性が高く、移動性も高い。		
化合物の例	酸化クロム(無水クロム酸) (CrO ₃) 二クロム酸カリウム(重クロム酸カリウム) (K ₂ Cr ₂ O ₇) 二クロム酸ナトリウム (Na ₂ Cr ₂ O ₇ ・2H ₂ O)		
物理的性状 比重 水への溶解性	酸化クロム(無水クロム酸)	二クロム酸カリウム	二クロム酸ナトリウム
	無臭で暗赤色の潮解性の結晶、薄片あるいは顆粒状粉末	橙～赤色の結晶	橙黄色単斜晶系結晶
	2.7 よく溶ける	2.7 12g/100ml(20℃)	2.52 よく溶ける

2. 主な用途及び生産量

主な用途	無水クロム酸：合成用触媒、クロムメッキ、クロメート処理、有機合成など 二クロム酸ナトリウム：クロム化合物の原料、クロムなめし、顔料、染料ほか 二クロム酸カリウム：顔料原料、媒染剤、有機合成の酸化剤ほか
生産量等 (平成 12 年)	無水クロム酸：11,779 t 二クロム酸ナトリウム：8,732 t 二クロム酸カリウム：562 t

3. 現行基準等

(1)国内基準値等

環境基準値	0.05mg/l
水道水質基準値	0.05mg/l
P R T R法	特定第 1 種指定化学物質（政令番号 69）

(2)諸外国基準値等

WHO飲料水質ガイドライン	0.05mg/l (p) (第 2 版)	0.05mg/l (第 3 版ドラフト)
U S E P A	0.1mg/l	
E U	0.05mg/l	

4. 水環境における検出状況等（基準値 0.05mg/l）

(1)公共用水域

常時監視（平成 12 年度）	4,329 地点中 超過 0 地点（0.0%）
常時監視（平成 13 年度）	4,300 地点中 超過 0 地点（0.0%）

(2)地下水

概況調査（平成 12 年度）	3,187 井戸中 超過 1 井戸（0.0%）
概況調査（平成 13 年度）	3,175 井戸中 超過 0 井戸（0.0%）

5. P R T R制度による全国の届出排出量（平成 13 年度：六価クロム化合物）

公共用水域	26,550Kg
合計	32,119Kg

6. 基準値の導出方法等

WHOの International Standard for Drinking Water(1958)で六価クロムの健康影響に基づく最大許容濃度（Maximum allowable concentration）として0.05mg/l が提案された。
水道水質基準においても、六価のものに着目することが妥当として、基準値は六価クロムとして0.05mg/l 以下としている。これらのことを勘案し、環境基準値も0.05mg/l 以下とした。

基準5 砒素

1. 物質情報

名称	砒素			
C A S №	7440-38-2			
元素／分子式	As			
原子量／分子量	74.92			
環境中での挙動	砒素は、鉱物や鉱石の溶解、産業排水由来又は大気中からの降下により水に溶け込む。一般に十分に酸化された表流水中では、五価の状態が存在している。深い湖の堆積物や地下水など還元条件のもとでは主として三価の状態が存在している。pH の上昇により、水中における溶存砒素の濃度は増大すると思われる。			
化合物の例	砒酸 (H_3AsO_4) 五酸化二砒素 (As_2O_5) 亜砒酸 (As_2O_3)			
物理的性状 比重 水への溶解性	砒素	砒酸	五酸化二砒素	亜砒酸
	銀灰黒色	無色吸湿性結晶	白色の吸湿性粉末	白色粉末又は結晶
	5.72	2.0～2.5	4.3	3.7～4
	不溶	可溶	65.8g/100ml (20℃)	可溶

2. 主な用途及び生産量

主な用途	砒素：半導体、合金添加元素 砒酸：木材防腐剤、医薬品の原料、染料の製造 五酸化二砒素：砒素化合物製剤、木材防腐、防蟻剤 亜砒酸：触媒、農薬、ガラスの脱色、脱硫剤、殺鼠剤、顔料、染料製造、媒染剤、漁網・皮革の防腐剤、医薬品、金属砒素、砒素化合物の製造、散弾用鉛の硬化剤
生産量等 (平成 12 年)	砒素：約 40 t 砒酸：約 50 t

3. 現行基準等

(1)国内基準値等

環境基準値	0.01mg/l
水道水質基準値	0.01mg/l
P R T R 法	特定第 1 種指定化学物質 (政令番号 252)

(2)諸外国基準値等

WHO 飲料水質ガイドライン	0.01mg/l (p) (第 2 版及び第 3 版ドラフト)
U S E P A	0.05mg/l (2006.1.23 までに)0.01mg/l
E U	0.01mg/l

4. 水環境における検出状況等 (基準値 0.01mg/l)

(1)公共用水域

常時監視 (平成 12 年度)	4,711 地点中 超過 16 地点 (0.3%)
常時監視 (平成 13 年度)	4,643 地点中 超過 17 地点 (0.4%)

(2)地下水

概況調査 (平成 12 年度)	3,386 井戸中 超過 65 井戸 (1.9%)
概況調査 (平成 13 年度)	3,422 井戸中 超過 44 井戸 (1.3%)

5. P R T R 制度による全国の届出排出量 (平成 13 年度：砒素及びその無機化合物)

公共用水域	22,071Kg
合計	6,016,403Kg

6. 基準値の導出方法等

JECFA において TDI に相当する PTDI 0.002mg/kg/day を設定している。水の寄与率 20%、体重 50kg、飲料水量 2 l /day として、基準値を 0.01mg/l 以下とした。

基準 6 総水銀 / 基準 7 アルキル水銀

1. 物質情報

名称	総水銀・アルキル水銀		
C A S No	7439-97-6		
元素／分子式	Hg		
原子量／分子量	200.6		
環境中での挙動	水に対する水銀の溶解度は様々である。水銀の蒸気は不溶である。塩化第二水銀の溶解度は高く、塩化第一水銀はそれほど溶けない。硫化水銀は難溶である。 無機水銀のメチル化は淡水と海水の境界付近でおこり、魚の表面にあう粘液や土壌中から分離されたバクテリアが好氣的条件下で水銀をメチル化する。		
化合物の例	酸化水銀(Ⅱ) (HgCl_2) 硝酸水銀(Ⅱ) ($\text{Hg}(\text{NO}_3)_2$) 酢酸フェニル水銀 ($\text{CH}_3\text{COOHgC}_6\text{H}_5$)		
物理的性状	塩化水銀(Ⅱ)	硝酸水銀(Ⅱ)	酢酸フェニル水銀
	白色の結晶又は粉末	無色の結晶又は白色の吸湿性粉末	無臭で白色又は白色～黄色の吸湿性の結晶性粉末
比重	6.5	4.4	
水への溶解性	7.4g/100ml(20℃)	よく溶ける	0.44g/100ml(20℃)

2. 主な用途及び生産量

主な用途	乾電池、水銀塩類（昇汞、銀朱など）、蛍光灯、体温計及び計量器、電気機器用、アマルガム（歯科用、合金用）、合成化学用（触媒）、苛性ソーダ、塩素電解用
生産量等 （平成 12 年）	水銀 93,483kg 輸出 38,851kg 輸入 6,901kg 塩化水銀 2,200kg

3. 現行基準等

(1)国内基準値等

環境基準値	0.0005mg/l（総水銀） 検出されないこと（アルキル水銀）
水道水質基準値	0.0005mg/l
P R T R法	第 1 種指定化学物質（政令番号 175）

(2)諸外国基準値等

WHO飲料水質ガイドライン	0.001mg/l（第 2 版及び第 3 版ドラフト）
U S E P A	0.002mg/l
E U	0.001mg/l

4. 水環境における検出状況等（基準値 0.0005mg/l；総水銀）

(1)公共用水域

常時監視（平成 12 年度）	4,512 地点中 超過 0 地点（0.0%）
常時監視（平成 13 年度）	4,437 地点中 超過 0 地点（0.0%）

(2)地下水

概況調査（平成 12 年度）	2,833 井戸中 超過 2 井戸（0.1% 総水銀）
概況調査（平成 13 年度）	2,907 井戸中 超過 3 井戸（0.1% 総水銀）

5. P R T R制度による全国の届出排出量（平成 13 年度：水銀及びその化合物）

公共用水域	322Kg
合計	4,659Kg

6. 基準値の導出方法等

現行の基準値は、魚介類の食品としての暫定的規制値（総水銀 0.4ppm、メチル水銀 0.3ppm）を越えない環境濃度として設定。「水銀等有害物質に関する全国環境調査結果（昭和 48 年度）」により環境水質 0.0005mg/l から 0.001mg/l 程度であれば、十分な安全率を持って魚介類中の水銀含有量が暫定的規制値以下にとどまること、また、我が国の非汚染水域の

総水銀含有量が 0.0001mg/l 程度であること等を勘案し、総水銀の基準値は、0.0005mg/l 以下とした。アルキル水銀は、魚介類による生物濃縮を考慮すればできるだけ低いことが望ましく、「検出されないこと（検出限界 0.0005 mg/l）」とした。

基準 8 PCB

1. 物質情報

名称	PCB（ポリ塩化ビフェニル）
C A S №	11097-69-1 27323-18-8 1336-36-3
元素／分子式	$C_{12}H_9Cl \sim C_{12}Cl_{10}$
原子量／分子量	平均 327
環境中での挙動	科学的に極めて安定 土壌及び底質中の PCB は移動しにくく、分解されにくい
物理的性状	無色液体～樹脂状固体
比重	
水への溶解性	難溶

2. 主な用途及び生産量

主な用途	トランス、コンデンサ等の絶縁油、熱媒体、機械油、可塑剤、塗料、複写紙等
生産量等	なし

3. 現行基準等

(1) 国内基準値等

環境基準値	検出されないこと（定量下限 0.0005mg/l）
水道水質基準値	なし
P R T R 法	第 1 種指定化学物質（政令番号 306）

(2) 諸外国基準値等

WHO 飲料水質ガイドライン	なし
U S E P A	なし
E U	なし

4. 水環境における検出状況等（基準値 検出されないこと）

(1) 公共用水域

常時監視（平成 12 年度）	2,408 地点中 超過 0 地点（0.0%）
常時監視（平成 13 年度）	2,454 地点中 超過 0 地点（0.0%）

(2) 地下水

概況調査（平成 12 年度）	1,818 井戸中 超過 0 井戸（0.0%）
概況調査（平成 13 年度）	2,044 井戸中 超過 0 井戸（0.0%）

5. P R T R 制度による全国の届出排出量（平成 13 年度）

公共用水域	288Kg
合計	288Kg

6. 基準値の導出方法等

魚介類の食品としての暫定規制値 3ppm から、PCB の魚介類での生物濃縮係数（魚介類の可食部の PCB 濃度／環境水中の PCB 濃度）が 5,667～8,582、平均 7,360 との事例も踏まえ、現行の基準値は「検出されないこと（検出限界 0.0005mg/l）」とした。

基準9 ジクロロメタン

1. 物質情報

名称	ジクロロメタン
C A S №	75-09-02
元素／分子式	CH ₂ Cl ₂
原子量／分子量	84.94
環境中での挙動	製造過程及び溶剤として使用される過程で環境中に放出される。揮発性のために多くが大気中に移行して、光化学反応で生成されたヒドロキシラジカルと反応して分解する。地表水を汚染したジクロロメタンは、主として大気に揮発して消失する。土壌に浸透すると吸着されにくく、生物分解されにくい為、地下水を汚染する可能性がある。
物理的性状	無色の揮発性の液体で有毒、甘い芳香性がある。この物質の蒸気は空気より重い。不燃性。安定ではあるが、湿気があると徐々に加水分解し、塩化水素や微量のホスゲンを生成する。流動、攪拌などにより、静電気を発生することがある。
比重	1.32
水への溶解性	1.3g/100ml (20°C)

2. 主な用途及び生産量

主な用途	ペイント剥離材、プリント基板洗浄剤、金属脱脂洗浄剤、ウレタン発泡助剤、エアゾール噴射剤、低沸点用有機溶剤等
生産量等 (平成 12 年)	国内生産量：79,896t 輸 出 量：4,318,411kg 輸 入 量：17,907,280kg

3. 現行基準等

(1)国内基準値等

環境基準値	0.02mg/l
水道水質基準値	0.02mg/l
P R T R 法	第 1 種指定化学物質（政令番号 145）

(2)諸外国基準値等

WHO 飲料水質ガイドライン	0.02mg/l
U S E P A	0.005mg/l
E U	なし

4. 水環境における検出状況等（基準値 0.02mg/l）

(1)公共用水域

常時監視（平成 12 年度）	3,673 地点中 超過 4 地点（0.1%）
常時監視（平成 13 年度）	3,633 地点中 超過 0 地点（0.0%）

(2)地下水

概況調査（平成 12 年度）	3,534 井戸中 超過 0 井戸（0.0%）
概況調査（平成 13 年度）	3,548 井戸中 超過 1 井戸（0.3%）

5. P R T R 制度による全国の届出排出量（平成 13 年度）

公共用水域	19,367kg
合計	27,135,702kg

6. 基準値の導出方法等

Serota ら(1986)のラットを用いた 2 年間の飲水投与試験における肝腫瘍の増加をもとに、NOAEL 6mg/kg/day から発ガン性を考慮し不確実係数 1,000 を適用し、TDI は 0.006mg/kg/day となる。水の寄与率 10%、体重 50kg、飲水量 2l/day として、基準値は 0.02mg/l 以下とした。

基準 10 四塩化炭素

1. 物質情報

名称	四塩化炭素
C A S No	56-23-5
元素／分子式	CCl ₄
原子量／分子量	153.82
環境中での挙動	主として使用過程での大気中への揮散により、環境中へ放出される。地表水を汚染した四塩化炭素は比較的容易に大気中に揮散し、数分から数時間の半減期で水中から消失する。しかし、土壌を浸透した四塩化炭素が地下水に浸透すると、地下に安定な形で閉じ込められるため、長期間にわたり汚染が継続する。
物理的性状	無色透明の重い液体。特有の臭いがある。不燃性。引火性はない。有機溶媒に易溶。ナトリウム等の一部金属元素と爆発的に反応する。
比重	1.594
水への溶解性	0.1g/100ml (20℃)

2. 主な用途及び生産量

主な用途	ワックス樹脂の製造、ホスゲン原料、農薬原料
生産量等 (平成 12 年)	輸 出 量： 124kg 輸 入 量： 240,214kg

3. 現行基準等

(1) 国内基準値等

環境基準値	0.002mg/l
水道水質基準値	0.002mg/l
P R T R 法	第 1 種指定化学物質 (政令番号 112)

(2) 諸外国基準値等

WHO 飲料水質ガイドライン	0.002mg/l (第 2 版)、0.004mg/l (第 3 版ドラフト)
U S E P A	0.005mg/l
E U	なし

4. 水環境における検出状況等 (基準値 0.002mg/l)

(1) 公共用水域

常時監視 (平成 12 年度)	3,699 地点中 超過 0 地点 (0.0%)
常時監視 (平成 13 年度)	3,659 地点中 超過 0 地点 (0.0%)

(2) 地下水

概況調査 (平成 12 年度)	3,675 井戸中 超過 2 井戸 (0.1%)
概況調査 (平成 13 年度)	3,700 井戸中 超過 0 井戸 (0.0%)

5. P R T R 制度による全国の届出排出量 (平成 13 年度)

公共用水域	590kg
合計	72,487kg

6. 基準値の導出方法等

Bruckner ら(1986)のラットに対する週 5 日経口投与による肝毒性影響 (血清酵素増加と組織病理学的) についてのデータから得られた NOAEL 1mg/kg/day を週 7 日投与に換算した 0.71 mg/kg/day に、不確実係数 1,000 (種間差及び個体差で 100、短期間試験による因子として 10) を適用して、TDI は 0.000714mg/kg/day となる。水の寄与率 10%、体重 50kg、飲用水量 2l/day として、基準値は 0.002mg/l 以下とした。

基準11 1,2-ジクロロエタン

1. 物質情報

名称	1,2-ジクロロエタン
C A S No	107-06-2
元素／分子式	C ₂ H ₄ Cl ₂
原子量／分子量	98.96
環境中での挙動	主な放出経路は大気であり、地表水や地下水への混入は比較的少ない。大気中に放出されたものは数ヵ月以上かかって緩やかに分解される。地表水を汚染したものは揮散により短期間で消失するが、土壌に浸透すると吸着されにくく、生物分解も受けにくい為、地下水を汚染する可能性がある。
物理的性状	特徴的な臭気のある、無色の、粘調な液体。空気、水分および光に暴露すると暗色になる。引火性が強く、アルカリ、酸に安定で、耐酸性である。蒸気は空気より重い。
比重	1.2529
水への溶解性	0.87g/100ml

2. 主な用途及び生産量

主な用途	塩ビモノマー原料、エチレンジアミン、合成樹脂原料、有機溶剤等
生産量等 (平成12年)	国内生産量： 3,430,642t 輸 出 量： 29,465,532kg 輸 入 量： 416,711,144kg

3. 現行基準等

(1)国内基準値等

環境基準値	0.004mg/l
水道水質基準値	0.004mg/l
P R T R法	第1種指定化学物質（政令番号116）

(2)諸外国基準値等

WHO飲料水質ガイドライン	0.03mg/l（第2版）、0.004mg/l（第3版ドラフト）
U S E P A	0.005mg/l
E U	0.003mg/l

4. 水環境における検出状況等（基準値0.004mg/l）

(1)公共用水域

常時監視（平成12年度）	3,661地点中 超過5地点（0.1%）
常時監視（平成13年度）	3,627地点中 超過1地点（0.0%）

(2)地下水

概況調査（平成12年度）	3,301井戸中 超過0井戸（0.0%）
概況調査（平成13年度）	3,316井戸中 超過0井戸（0.0%）

5. P R T R制度による全国の届出排出量（平成13年度）

公共用水域	4,427kg
合計	919,237kg

6. 基準値の導出方法等

National Cancer Institute(1978)のOsborne-Mendelラットに対する週5日経口投与による雄ラットの前胃扁平細胞がん及び循環器系での血管肉腫、雌ラットでは乳腺がんの発生率がそれぞれ有意に増加したデータより、線形マルチステージモデルに基づき発ガンリスク 10^{-5} 相当レベルとして、基準値は0.004mg/l以下とした。

基準12 1,1-ジクロロエチレン

1. 物質情報

名称	1,1-ジクロロエチレン
C A S No	75-35-4
元素／分子式	C ₂ H ₂ Cl ₂
原子量／分子量	96.95
環境中での挙動	揮発性の為にほとんどが大気中に移行する。地表水を汚染した 1,1-ジクロロエチレンは速やかに揮散する。土壌吸着性は低く、地下に浸透すると地下水を汚染する。
物理的性状	特徴的な臭気のある、揮発性、無色の液体。蒸気は空気より重い。酸化されやすく、酸素と接触すると過酸化物を生成し、加熱や衝撃によって爆発することがある。
比重	1.3
水への溶解性	0.25g/100ml (25℃)

2. 主な用途及び生産量

主な用途	塩化ビニリデン系繊維、フィルム等
生産量等	不明

3. 現行基準等

(1)国内基準値等

環境基準値	0.02mg/l
水道水質基準値	0.02mg/l
P R T R 法	第1種指定化学物質（政令番号 117）

(2)諸外国基準値等

WHO飲料水質ガイドライン	0.03mg/l（第2版及び第3版ドラフト）
U S E P A	0.007mg/l
E U	なし

4. 水環境における検出状況等（基準値 0.02mg/l）

(1)公共用水域

常時監視（平成12年度）	3,648 地点中 超過0 地点（0.0%）
常時監視（平成13年度）	3,639 地点中 超過0 地点（0.0%）

(2)地下水

概況調査（平成12年度）	3,650 井戸中 超過2 井戸（0.1%）
概況調査（平成13年度）	3,668 井戸中 超過0 井戸（0.0%）

5. P R T R 制度による全国の届出排出量（平成13年度）

公共用水域	4,108kg
合計	337,138kg

6. 基準値の導出方法等

Quast ら(1983)のラットに対する飲水実験による肝臓の組織変化を根拠とした LOAEL 9mg/kg/day に基づき、不確実係数 1,000（LOAEL 使用を考慮）を適用して TDI は 0.009 mg/kg/day となる。水の寄与率 10%、体重 50kg、飲用水量 2l/day として、基準値は 0.02mg/l 以下とした。

基準13 シス-1,2-ジクロロエチレン

1. 物質情報

名称	シス-1,2-ジクロロエチレン
C A S №	156-59-2
元素／分子式	C ₂ H ₂ Cl ₂
原子量／分子量	96.95
環境中での挙動	製造過程及び溶剤として使用される過程で環境中に放出されると、その揮発性のために多くが大気中に移行する。地表水を汚染したものは速やかに大気中に揮散する。土壌吸着性は低く、地下に浸透する。地下水中には多くの場合、トリクロロエチレンと共存している。
物理的性状	特徴的な臭気のある、無色の液体。
比重	1.28
水への溶解性	300mg/l (20℃)

2. 主な用途及び生産量

主な用途	化学合成の中間体、溶剤、染料抽出剤、香料、熱可塑性樹脂の製造等
生産量等(平成12年)	不明

3. 現行基準等

(1)国内基準値等

環境基準値	0.04mg/l
水道水質基準値	0.04mg/l
P R T R法	第1種指定化学物質（政令番号118）

(2)諸外国基準値等

WHO飲料水質ガイドライン	(シス及びトランスの和として)0.05mg/l (第2版及び第3版ドラフト)
U S E P A	0.07mg/l
E U	なし

4. 水環境における検出状況等（基準値0.04mg/l）

(1)公共用水域

常時監視（平成12年度）	3,649地点中 超過0地点（0.0%）
常時監視（平成13年度）	3,638地点中 超過0地点（0.0%）

(2)地下水

概況調査（平成12年度）	3,657井戸中 超過12井戸（0.7%）
概況調査（平成13年度）	3,673井戸中 超過5井戸（0.1%）

5. P R T R制度による全国の届出排出量（平成13年度）

公共用水域	7,048kg
合計	9,309kg

6. 基準値の導出方法等

トランス体を用いた Barnes ら(1985)のマウスに対する飲水実験による雄マウスの血清中酵素の増加、雌マウスの胸腺相対重量減少を根拠とした NOAEL 17mg/kg/day から不確実係数1,000（短期実験を考慮）を適用して、TDI 0.017mg/kg/day となる。水の寄与率10%、体重50kg、飲水量2l/dayとして、基準値は0.04mg/l以下とした。

基準14 1,1,1-トリクロロエタン

1. 物質情報

名称	1,1,1-トリクロロエタン
C A S No	71-55-6
元素／分子式	C ₂ H ₃ Cl ₃
原子量／分子量	133.41
環境中での挙動	主として製造過程及び溶剤として使用される過程で、環境中へ放出される。揮発性が強い為、大気中へ容易に揮散する。大気中では、光化学反応で生成されたヒドロキシラジカルと反応して緩やかに分解する。土壌に浸透したものは吸着されずに、地下水に侵入してゆっくり加水分解される。
物理的性状	無色透明の揮発性液体で特有の甘い臭いがある。不燃性。ゆっくり加水分解して塩化水素を発生する。
比重	1.345
水への溶解性	44mg/l(20℃)

2. 主な用途及び生産量

主な用途	試薬、合成原料
生産量等（平成12年）	輸 出 量： 16,970,373kg

3. 現行基準等

(1)国内基準値等

環境基準値	1mg/l
水道水質基準値	0.3mg/l（水質管理目標設定項目目標値）
P R T R法	第1種指定化学物質（政令番号209）

(2)諸外国基準値等

WHO飲料水質ガイドライン	2(p)mg/l（第2版）、検出状況が低い為ガイドライン値を設定せず（第3版ドラフト）
U S E P A	0.2mg/l
E U	なし

4. 水環境における検出状況等（基準値1mg/l）

(1)公共用水域

常時監視（平成12年度）	3,712地点中 超過0地点（0.0%）
常時監視（平成13年度）	3,687地点中 超過0地点（0.0%）

(2)地下水

概況調査（平成12年度）	4,219井戸中 超過0井戸（0.0%）
概況調査（平成13年度）	4,290井戸中 超過0井戸（0.0%）

5. P R T R制度による全国の届出排出量（平成13年度）

公共用水域	35,362kg
合計	84,165kg

6. 基準値の導出方法等

McNuttら(1975)のマウスに対する24h吸入暴露試験を根拠としたLOAEL 1,365mg/m³/dayから経口摂取への換算及び不確実係数1,000（短期実験を考慮）を適用し、TDI 0.58mg/kg/dayとなる。水の寄与率10%、体重50kg、飲用水量2l/dayとして、基準値は1mg/l以下とした。

基準15 1,1,2-トリクロロエタン

1. 物質情報

名称	1,1,2-トリクロロエタン
C A S №	79-00-5
元素／分子式	C ₂ H ₃ Cl ₃
原子量／分子量	133.41
環境中での挙動	主として製造過程及び溶剤として使用される過程で環境中に放出される。大気中に放出されたものは、光化学的反応で生成されたヒドロキシラジカルにより分解される。地表水を汚染したものは比較的容易に大気中に揮散する。しかし、土壌を浸透して地下水に浸透すると、地下に不安定な形で閉じ込められる為、長期にわたり汚染が継続する。
物理的性状	特徴的な臭気のある、無色の液体。水より重い有機塩素化合物。ほとんどの有機溶媒に可溶。
比重	1.44
水への溶解性	不溶

2. 主な用途及び生産量

主な用途	1,1,-ジクロロエチレンの製造原料、油脂、ワックス、溶剤等
生産量等（平成 12 年）	不明

3. 現行基準等

(1)国内基準値等

環境基準値	0.006mg/l
水道水質基準値	0.006mg/l（水質管理目標設定項目目標値）
P R T R 法	第 1 種指定化学物質（政令番号 210）

(2)諸外国基準値等

WHO 飲料水質ガイドライン	なし（第 2 版及び第 3 版ドラフト）
U S E P A	0.005mg/l
E U	なし

4. 水環境における検出状況等（基準値 0.006mg/l）

(1)公共用水域

常時監視（平成 12 年度）	3,648 地点中 超過 0 地点（0.0%）
常時監視（平成 13 年度）	3,641 地点中 超過 0 地点（0.0%）

(2)地下水

概況調査（平成 12 年度）	3,286 井戸中 超過 0 井戸（0.0%）
概況調査（平成 13 年度）	3,308 井戸中 超過 0 井戸（0.0%）

5. P R T R 制度による全国の届出排出量（平成 13 年度）

公共用水域	8,074kg
合計	24,514kg

6. 基準値の導出方法等

N C I (1978)のマウスでの肝発がん性についてのデータより、線形マルチステージモデルに基づき発がんリスク 10⁻⁵相当レベルとして基準値を 0.006mg/lとした。

基準16 トリクロロエチレン

1. 物質情報

名称	トリクロロエチレン
C A S №	79-01-6
元素／分子式	C ₂ HCl ₃
原子量／分子量	131.38
環境中での挙動	主として使用過程で環境中に放出。地表水を汚染したものは比較的容易に大気中に揮散し、数分～数時間の半減期で水中から消失する。しかし、土壌を侵透したものが地下水に侵入すると、地下に安定な形で閉じ込められる為、長期間にわたり汚染が継続する。
物理的性状	無色の重い可動性液体。クロロホルムに似た臭気があり、ほとんど無害。麻醉性、不燃性。水に難溶だが有機溶媒には可溶。
比重	1.46
水への溶解性	1,000mg/l(20℃)

2. 主な用途及び生産量

主な用途	金属機械部品などの脱油脂洗浄、フロンガス洗浄、溶剤等
生産量等 (平成12年)	国内生産量：80,047t 輸 出 量：26,555,667kg 輸 入 量：1,234,204kg

3. 現行基準等

(1)国内基準値等

環境基準値	0.03mg/l
水道水質基準値	0.03mg/l
P R T R法	第1種指定化学物質（政令番号211）

(2)諸外国基準値等

WHO飲料水質ガイドライン	0.07(P)mg/l （第2版及び第3版ドラフト）
U S E P A	0.005mg/l
E U	（トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンの和で） 0.01mg/l

4. 水環境における検出状況等（基準値0.03mg/l）

(1)公共用水域

常時監視（平成12年度）	3,842地点中 超過0地点（0.0%）
常時監視（平成13年度）	3,824地点中 超過0地点（0.0%）

(2)地下水

概況調査（平成12年度）	4,225井戸中 超過22井戸（0.5%）
概況調査（平成13年度）	4,371井戸中 超過11井戸（0.3%）

5. P R T R制度による全国の届出排出量（平成13年度）

公共用水域	5,597kg
合計	6,322,332kg

6. 基準値の導出方法等

N C I (1976)のマウスの肝発がん性についてのデータより、線形マルチステージモデルに基づき発がんリスク 10^{-5} 相当レベルとして基準値を 0.03mg/lとした。

基準17 テトラクロロエチレン

1. 物質情報

名称	テトラクロロエチレン
C A S No	127-18-4
元素／分子式	C ₂ Cl ₄
原子量／分子量	165.85
環境中での挙動	主として使用過程での大気中への揮散により環境中へ放出される。地表水を汚染したテトラクロロエチレンは、その揮発性のために比較的短期間に消失する。大気中では、光化学反応で生成されたヒドロキシラジカルにより分解される。土壌への吸着性は一般的に弱い為、地下に浸透し、長期間地下水に滞留する。
物理的性状	無色の液体。エーテル様の臭気があり、不燃性。金属を侵さない。多量吸入すれば悪影響がある。
比重	1.623
水への溶解性	0.15g/l(20℃)

2. 主な用途及び生産量

主な用途	ドライクリーニング溶剤、フロンガス製造、原毛洗浄、溶剤等
生産量等 (平成12年)	国内生産量：28,615t 輸 出 量：1,373,500kg 輸 入 量：12,872,114kg

3. 現行基準等

(1)国内基準値等

環境基準値	0.01mg/l
水道水質基準値	0.01mg/l
P R T R法	第1種指定化学物質（政令番号200）

(2)諸外国基準値等

WHO飲料水質ガイドライン	0.04mg/l（第2版及び第3版ドラフト）
U S E P A	0.005mg/l
E U	（トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンの和で）0.01mg/l

4. 水環境における検出状況等（基準値0.01mg/l）

(1)公共用水域

常時監視（平成12年度）	3,842地点中 超過0地点（0.0%）
常時監視（平成13年度）	3,821地点中 超過0地点（0.0%）

(2)地下水

概況調査（平成12年度）	4,225井戸中 超過17井戸（0.4%）
概況調査（平成13年度）	4,374井戸中 超過10井戸（0.2%）

5. P R T R制度による全国の届出排出量（平成13年度）

公共用水域	2,218kg
合計	2,334,538kg

6. 基準値の導出方法等

N C I (1977)のマウスの肝発がん性についてのデータより、線形マルチステージモデルに基づき発がんリスク 10^{-5} 相当レベルとして基準値を 0.01mg/lとした。

基準 2.2 ベンゼン

1. 物質情報

名称	ベンゼン
C A S No	71-43-2
元素／分子式	C ₆ H ₆
原子量／分子量	78.11
環境中での挙動	ベンゼン及び化学工業製品の使用される過程と、ガソリンの輸送、貯蔵、燃焼に伴って環境中に放出される。大気中への放出がほとんど。大気に比較すると、水系や土壌への放出量はわずか。地表水を汚染したベンゼンは、その多くが大気中に揮散して消失すると推定されている。水中に一部残存したベンゼンも生物によって緩やかに分解される。土壌に浸透したベンゼンが地下水を汚染した場合も、微生物により緩やかに分解される。
物理的性状	揮発性が強く引火性、燃焼性が大きく特異な芳香がある液体で煙を出して燃える。
比重	0.9
水への溶解性	1,800mg/l(25℃)

2. 主な用途及び生産量

主な用途	①純ベンゼン＝合成原料として染料、合成ゴム、合成洗剤等、②溶剤級ベンゼン＝塗料、農薬、医薬品など一般溶剤等
生産量等 (平成 12 年)	国内生産量：519,867t (粗製ベンゼン)、4,425,468t (純ベンゼン) 輸 出 量：272,166,373kg 輸 入 量：7,150,732kg

3. 現行規制基準等

(1)国内基準値等

環境基準値	0.01mg/l
水道水質基準値	0.01mg/l
P R T R 法	特定第 1 種指定化学物質 (政令番号 299)

(2)諸外国基準値等

WHO 飲料水質ガイドライン	0.01mg/l (第 2 版及び第 3 版ドラフト)
U S E P A	0.005mg/l
E U	0.001mg/l

4. 水環境における検出状況等 (基準値 0.01mg/l)

(1)公共用水域

常時監視 (平成 12 年度)	3,628 地点中 超過 0 地点 (0.0%)
常時監視 (平成 13 年度)	3,574 地点中 超過 0 地点 (0.0%)

(2)地下水

概況調査 (平成 12 年度)	3,436 井戸中 超過 0 井戸 (0.0%)
概況調査 (平成 13 年度)	3,324 井戸中 超過 0 井戸 (0.0%)

5. P R T R 制度による全国の届出排出量 (平成 13 年度)

公共用水域	14,775kg
合計	2,431,762kg

6. 基準値の導出方法等

米国 EPA による IRIS(1999) の、ヒト経口摂取による発がんリスク 10^{-5} 相当レベルとして基準値を 0.01mg/l 以下とした。

基準 23 セレン

1. 物質情報

名称	セレン			
C A S No	7782-49-2			
元素／分子式	Se			
原子量／分子量	78.96			
環境中での挙動	天然には硫化物あるいは硫黄鉱床にかなりの量のセレンが含有されている。自然水中に含まれることがあるが、その多くは鉱山廃水、工場排水などの混入による。セレンは、一般に食品から暴露され、その量は野菜や果物では極くわずかであるが、穀物、肉、海産物にはかなりの量を含んでいる。			
化合物の例	オキシ塩化セレン(SeOCl_2)、セレン化水素(H_2Se)、亜セレン酸(H_2SeO_3)			
物理的性状	セレン	オキシ塩化セレン	セレン化水素	亜セレン酸
	無臭の様々な形状の固体。暗赤茶～帯青黒色の非晶形固体、赤色透明の結晶、あるいは金属質の灰～黒色の結晶。	帯黄色～無色の液体。	特徴的な臭気のある、無色の圧縮液化ガス。	
比重	4.8	2.42	2.1	3.0g/cm^3
水への溶解性	溶けない	反応する	270ml/100ml (22.5°C)	167g/100ml (20°C)

2. 主な用途及び生産量

主な用途	乾式複写機感光体、熱線吸収板ガラスの着色剤、鉛ガラスの消色剤等
生産量等 (平成 12 年)	国内生産量：612,316kg (金属セレン) 輸 出 量：528,376kg (セレン) 輸 入 量：45,536kg (セレン)

3. 現行規制基準等

(1)国内基準値等

環境基準値	0.01mg/l
水道水質基準値	0.01mg/l
P R T R 法	第 1 種指定化学物質 (政令番号 178)

(2)諸外国基準値等

WHO 飲料水質ガイドライン	0.01mg/l (第 2 版及び第 3 版ドラフト)
U S E P A	0.05mg/l
E U	0.01mg/l

4. 水環境における検出状況等 (基準値 0.01mg/l)

(1)公共用水域

常時監視 (平成 12 年度)	3,573 地点中 超過 0 地点 (0.0%)
常時監視 (平成 13 年度)	3,553 地点中 超過 0 地点 (0.0%)

(2)地下水

概況調査 (平成 12 年度)	2,634 井戸中 超過 0 戸 (0.0%)
概況調査 (平成 13 年度)	2,600 井戸中 超過 0 戸 (0.0%)

5. P R T R 制度による全国の届出排出量 (平成 13 年度)

公共用水域	10,057kg
合計	47,488kg

6. 基準値の導出方法等

Longnecker(1991), Yang(1983), Jaffe(1976) のヒト臨床生化学的徴候から、人に対する NOAEL 0.004mg/l から、水の寄与率を 10%、体重 50kg、飲用水量 2l/day として、基準値を 0.01mg/l 以下とした。

基準 2 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

1. 物質情報

名称	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (硝酸イオン及び亜硝酸イオンの量をこれらイオンに含まれる窒素の量で表したもの)		
C A S №	HNO ₃ : 7697-37-2 NaNO ₃ : 7631-99-4 NaNO ₂ : 7632-00-0		
元素／分子式	NO ₃ ⁻ NO ₂ ⁻		
原子量／分子量	—		
環境中での挙動	水中に含まれる硝酸イオン中の窒素と亜硝酸イオン中の窒素の合計量であり、窒素肥料、腐敗した動植物、家庭排水、下水等に由来する。これらに含まれる窒素化合物は、水や土壤中で化学的・微生物学的に参加及び還元を受け、アンモニア性窒素、硝酸性窒素、亜硝酸性窒素等になる。		
化合物の例	硝酸(HNO ₃)、硝酸ナトリウム(NaNO ₃)、亜硝酸ナトリウム(NaNO ₂)		
物理的性状 比重 水への溶解性	硝酸	硝酸ナトリウム	亜硝酸ナトリウム
	無色液体	無色透明の結晶 又は白色粉末	白色ないし微黄色の粒状又は棒状結晶、吸湿性
	1.51	2.27	2.17
		73/100 水(0℃)	72/100 水(0℃)

2. 主な用途及び生産量

主な用途	硝酸塩：肥料、酸化剤、爆薬、亜硝酸塩の供給源 硝酸ナトリウム：ガラス消泡剤、肥料、染料、火など 硝酸カリウム：金属熱処理剤、硝石紙、医薬品、火薬、肥料など 亜硝酸塩 亜硝酸ナトリウム：熱処理剤、発泡剤、金属表面処理剤、アゾ染料のジアゾ化、ニトロ化合物の製造、絹、亜麻、リネンなどの漂白など		
生産量等 (平成 12 年)	硝酸 654,008 t (98%換算) 硝酸ナトリウム 製造 21,751 t 輸出 298 t 輸入 22,048 t 亜硝酸ナトリウム 14,726 t		

3. 現行規制基準等

(1)国内基準値等

環境基準値	10mg/l (硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の和として)
水道水質基準値	10mg/l (硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の和として)
P R T R法	なし

(2)諸外国基準値等

WHO飲料水質ガイドライン	硝酸塩として 50mg/l 急性 亜硝酸塩として 3mg/l 急性 0.2mg/l(p)慢性 (第 2 版及び第 3 版ドラフト)		
U S E P A	10mg/l (硝酸塩として)	1mg/l (亜硝酸塩として)	
E U	50mg/l (硝酸性窒素)	0.5mg/l (亜硝酸性窒素)	

4. 水環境における検出状況等 (基準値 10mg/l)

(1)公共用水域

常時監視 (平成 12 年度)	3,993 地点中 超過 4 地点 (0.1%)
常時監視 (平成 13 年度)	4,258 地点中 超過 2 地点 (0.0%)

(2)地下水

概況調査 (平成 12 年度)	4,167 井戸中 超過 253 井戸 (6.1%)
概況調査 (平成 13 年度)	4,017 井戸中 超過 231 井戸 (5.8%)

5. 基準値の導出方法等

Walton(1951)の疫学調査データに基づき、乳児に対するメトヘモグロビン血症防止の観点から、基準値は 10mg/l とした。

基準 25 ふっ素

1. 物質情報

名称	ふっ素		
C A S №	7782-41-4		
元素／分子式	F		
原子量／分子量	38.0 (F ₂)		
環境中での挙動	種々の鉱物中にフッ化物として存在。地殻中に 0.3g/Kg 含まれる。ガス状、粒子状のフッ化物は、火山噴火や土壌の運搬によって地殻から大気へ移動する。地表水と大気への分配に関係する最も重要な過程は、揮発やエアロゾル形成である。大気中のフッ化物は析出によって土壌や地表水に運ばれる。その後の挙動は、反応相手の存在と物理的性状（水溶性・揮発性等）によって決定し、地表水中の揮発しないフッ化物は土壌又は生物相へ分配され、不溶性フッ化物はカルシウムの存在によって錯体を作り沈殿物となる。地表水中のフッ化物の由来は、フッ化物を含む粒子の水への人為的添加と、地中で粒子に結合したフッ化物の浸出によるものである。 海洋へ放出されたフッ化物は、いくつかの水生生物に蓄積される。食物連鎖の報告データはない。 中性溶液中では水溶性フッ化物は通常 F⁻ イオンとして存在する。pH が低くなると F⁻ イオンの割合も低くなり、HF₂⁻ と不溶性フッ化水素の割合は高くなる。海中ではフッ化物は炭酸カルシウムと平衡状態にあり、水溶性フッ化物の除去を左右している。また、リン酸カルシウムが取り込むことより海水から除かれる。日水溶性フッ化物は通常析出によって除かれる。海洋堆積物のフッ化物の保持期間は 200～300 万年と計算されている。		
化合物の例	ふっ化ナトリウム (NaF)、ふっ化水素酸 (HF)		
物理的性状 比重 水への溶解性	ふっ素	ふっ化ナトリウム	ふっ化水素酸
	黄緑色の気体で塩素様の臭気	白色結晶又は粉末	無色液体か刺激臭を伴う気体
	1.31	2.79	0.987
	—	42,000mg/l(10℃)	易溶

2. 主な用途及び生産量

主な用途	フッ素：六フッ化ウラン・六フッ化硫黄・電池用フッ化グラファイト
生産量等 (平成 12 年)	ふっ化水素酸 253,505 t (50%換算) 輸出 11,068,441kg

3. 現行規制基準等

(1) 国内基準値等

環境基準値	0.8mg/l
水道水質基準値	0.8mg/l
P R T R 法	第 1 種指定化学物質 (政令番号 283)

(2) 諸外国基準値等

WHO 飲料水質ガイドライン	1.5mg/l (第 2 版及び第 3 版ドラフト)
U S E P A	4.0mg/l
E U	1.5mg/l

4. 水環境における検出状況等 (基準値 0.8mg/l)

(1) 公共用水域

常時監視 (平成 12 年度)	3,048 地点中 超過 11 地点 (0.4%)
常時監視 (平成 13 年度)	2,973 地点中 超過 8 地点 (0.3%)

(2) 地下水

概況調査 (平成 12 年度)	3,276 井戸中 超過 25 井戸 (0.8%)
概況調査 (平成 13 年度)	3,558 井戸中 超過 25 井戸 (0.7%)

5. P R T R制度による全国の届出排出量（平成 13 年度）

公共用水域	3,190,374kg
合計	4,052,881kg

6. 基準値の導出方法等

斑状歯発生予防の観点から、基準値は 0.8mg/l 以下とした。

基準 26 ほう素

1. 物質情報

名称	ほう素		
C A S №	7440-42-8		
元素／分子式	B		
原子量／分子量	10.81		
環境中での挙動	水中のほう素は土壌や堆積物に吸着する。 自然水中では、解離していないほう酸、ほう酸イオン、酸化ほう素、何種類かのイオンとして存在する。海水中の濃度は 4.5mgB/kg。		
化合物の例	ほう砂 ($\text{Na}_2\text{B}_4\text{O}_7$)、ほう酸 (H_3BO_3)		
物理的性状	ほう素	ほう砂	ほう酸
	半導体。黒灰色金属光沢を持つ個体。純粋な単結晶は得られていない。ケイ素に似て不活性。空气中常温で安定。	無色透明な鱗片状六辺形の光沢有る結晶	無色透明な鱗片状六辺形の光沢有る結晶
比重	2.35	1.73	1.43
水への溶解性	不溶	20.1g/l(cold)	63.5g/l

2. 主な用途及び生産量

主な用途	ほう素：金属精錬時の脱酸剤、Si 半導体のドーピング剤 ほう砂：ほうろう鉄器、ガラス、陶磁器、金属ろう付、皮なめし、なっ染、防腐剤、医薬品、化粧品、熱処理剤、写真、顔料など ほう酸：ガラス、医薬品、ほうろう、ニッケルメッキ添加、コンデンサ、防火剤、防腐剤、染料製造、殺虫剤、顔料、融剤など
生産量等 (平成 12 年)	輸出量：精製ほう砂・無水物 36,650kg 無水物以外 52,515kg ほう素の酸化物及びほう酸 551,347kg 輸入量：精製ほう砂・無水物 8,941,749kg 無水物以外 29,554,687kg ほう酸 37,185,456kg

3. 現行規制基準等

(1)国内基準値等

環境基準値	1mg/l
水道水質基準値	1mg/l
P R T R 法	第 1 種指定化学物質 (政令番号 304)

(2)諸外国基準値等

WHO 飲料水質ガイドライン	0.5mg/l(p) (第 2 版)
U S E P A	なし
E U	1mg/l

4. 水環境における検出状況等 (基準値 1mg/l)

(1)公共用水域

常時監視 (平成 12 年度)	3,993 地点中 超過 4 地点 (0.1%)
常時監視 (平成 13 年度)	4,258 地点中 超過 2 地点 (0.0%)

(2)地下水

概況調査 (平成 12 年度)	3,210 井戸中 超過 16 井戸 (0.5%)
概況調査 (平成 13 年度)	3,408 井戸中 超過 14 井戸 (0.4%)

5. P R T R 制度による全国の届出排出量 (平成 13 年度)

公共用水域	2,067,013kg
合計	2,197,532kg

6. 基準値の導出方法等

Price ら (1996) のラットを用いた催奇形性試験による NOAEL 9.6mg/kg/day に基づき、不確実係数 100 を適用し、TDI は 0.096mg/kg/day となる。水の寄与率 40%、体重 50kg、飲用水量 2l/day として、基準値は 1mg/l 以下とした。

要監視1 クロロホルム

1. 物質情報

名称	クロロホルム（別名トリクロロメタン）
C A S №	67-66-3
元素／分子式	CHCl ₃
原子量／分子量	119.4
環境中での挙動	水中からは揮散して大気中に数か月留まった後、化学変化して消滅する。土壌と帯水層では嫌気的条件下で微生物が生分解していると考えられる。空気中での光酸化による半減期は26日から260日。揮発による半減期は池や川で1～2日、湖では9～10日。地下水中の生分解での半減期は数週間から数年である。 土壌や堆積物への吸着はそれほど強くない。揮発抑制されている場合は、土壌中では嫌気的な生分解が主となるという報告があり、半減期4～24週間で生分解される。トリハロメタンの水生生物への蓄積は、分配係数からは起こりうるが程度は限られている。
物理的性状	特徴的な臭気のある、揮発性、無色の液体
比重	1.48
水への溶解性	難溶（8.22g/kg（20℃））

2. 主な用途及び生産量

主な用途	フッ素系冷媒、フッ素樹脂の製造、溶剤（ゴム、グッタペルカ、鉱油、ロウ、アルカロイド、酢酸、メチルセルロース）、有機合成、アニリンの検出、血液防腐用、医薬反応溶媒、農薬反応溶媒、試薬
生産量等 （平成12年）	国内生産量：37,000t（推定） 輸 出 量：68,650kg 輸 入 量：60,772,523kg

3. 現行基準等

(1) 国内基準値等

環境基準値	0.06mg/l（要監視項目指針値）
水生生物保全環境基準	0.006～3mg/l（要監視項目指針値）
水道水質基準値	0.06mg/l
P R T R法	第1種指定化学物質（政令番号95）

(2) 諸外国基準値等

WHO飲料水質ガイドライン	0.2mg/l（第2版及び第3版ドラフト）
U S E P A	（総トリハロメタンとして規制）
E U	（総トリハロメタンとして規制）

4. 水環境における検出状況等（指針値0.06mg/l）

(1) 公共用水域

常時監視（平成12年度）	946地点中 超過0地点(0.0%) 10%値超過1地点(0.1%)
常時監視（平成13年度）	932地点中 超過0地点(0.0%) 10%値超過3地点(0.3%)

(2) 地下水

概況調査（平成12年度）	561井戸中 超過0井戸(0.0%) 10%値超過2井戸(0.4%)
概況調査（平成13年度）	551井戸中 超過0井戸(0.0%) 10%値超過4井戸(0.7%)

5. P R T R制度による全国の届出排出量（平成13年度）

公共用水域	174,368kg
合計	1,958,065kg

6. 指針値の導出方法等

Heywood ら(1979)の犬の長期投与試験（週6日投与）による LOAEL 15mg/kg/day より、週7日への換算及び不確実係数 1,000（個体差、種間差、LOAEL の使用の考慮をそれぞれ 10 とした）を適用して TDI は 0.0129mg/kg/day となる。水の寄与率 20%、体重 50kg、飲水量 2l/day として、指針値を 0.06mg/l 以下とした。

要監視2 トランス-1,2-ジクロロエチレン

1. 物質情報

名称	トランス-1,2-ジクロロエチレン
C A S №	540-59-0
元素／分子式	C ₂ H ₂ Cl ₂ /ClCH=CHCl
原子量／分子量	96.95
環境中での挙動	主に光化学反応的にヒドロキシラジカルを生成する反応によって大気中から除去される。推定半減期は、cis 及び trans 異性体について、それぞれ 8.3 日、3.6 日である。表流水中と表土中のほとんどは、揮発すると考えられる。また、この化合物は、表面下の土を浸透して地下水に達する可能性がある。嫌気性生物分解によって、地下水から両異性体が除去される可能性があり、そのときの半減期は 13～48 週程度である。
物理的性状	特徴的な臭気のある、無色の液体
比重	1.26
水への溶解性	溶けにくい

2. 主な用途及び生産量

主な用途	カフェイン・香料など熱に敏感な物質の抽出溶剤、ワックス、アセチルセルロースなどの溶剤
生産量等	不明

3. 現行基準等

(1)国内基準値等

環境基準値	0.04mg/l（要監視項目指針値）
水道水質基準値	0.04mg/l（水質管理目標設定項目目標値）
P R T R 法	第 1 種指定化学物質（政令番号 119）

(2)諸外国基準値等

WHO飲料水質ガイドライン	（シス及びトランスの和として）0.05mg/l（第 2 版及び第 3 版ドラフト）
U S E P A	0.1mg/l
E U	なし

4. 水環境における検出状況等（指針値 0.04mg/l）

(1)公共用水域

常時監視（平成 12 年度）	931 地点中	超過 0 地点(0.0%)	10%値超過 0 地点(0.0%)
常時監視（平成 13 年度）	899 地点中	超過 0 地点(0.0%)	10%値超過 0 地点(0.0%)

(2)地下水

概況調査（平成 12 年度）	872 井戸中	超過 0 井戸(0.0%)	10%値超過 1 井戸(0.1%)
概況調査（平成 13 年度）	773 井戸中	超過 0 井戸(0.0%)	10%値超過 2 井戸(0.3%)

5. P R T R 制度による全国の届出排出量（平成 13 年度）

公共用水域	10kg
合計	19,890kg

6. 指針値の導出方法等

Barnes ら(1985)のマウス 90 日間飲水投与試験による雄マウスの血清酵素の有意な増加及び雌マウスの胸腺相対重量低下を根拠とする NOAEL 17mg/kg/day から、不確実係数 1,000（短期実験を考慮）を適用して、TDI は 0.017mg/kg/day となる。水の寄与率 10%、体重を 50kg、飲用水量 2l/day として、指針値を 0.04mg/l 以下とした。

要監視3 1,2-ジクロロプロパン

1. 物質情報

名称	1,2-ジクロロプロパン
C A S №	78-87-5
元素／分子式	C ₃ H ₆ Cl ₂
原子量／分子量	113.0
環境中での挙動	大気中で光化学反応により、急激に生成したヒドロキシルラジカルにより分解される。半減期は 23 日かそれ以上である。恐らく直接の光分解はしないと推定される。 水中では加水分解に対して比較的安定であり半減期は 25～200 週である。表面水からは揮発する。 土壌に対する吸着係数は比較的低く、水溶解性は高いため、土壌にはあまり残留せず、土壌から地下水へと移動することが示唆される。土壌中ではほとんど或いは全く分解しないことが報告されている。動物の生体内濃縮あるいは植物連鎖はなさそうである。
物理的性状	特徴的な臭気のある無色の液体
比重	1.16
水への溶解性	0.26 (g/100ml (20℃))

2. 主な用途及び生産量

主な用途	D-D (土壌熏蒸剤) の成分、家具の仕上げ剤、ドライクリーニング溶剤、塗料剥離剤、ゴム／ワックスの製造用試薬、テトラクロロエチレン／四塩化炭素の原料
生産量等 (平成 12 農薬年度)	国内生産量：3055.7 t (D-D 55%製剤として)

3. 現行基準等

(1)国内基準値等

環境基準値	0.06mg/l (要監視項目指針値)
水道水質基準値	なし
P R T R 法	第 1 種指定化学物質 (政令番号 135)

(2)諸外国基準値等

WHO飲料水質ガイドライン	0.04mg/l (p) (第 2 版及び第 3 版ドラフト)
U S E P A	0.005 mg/l
E U	なし

4. 水環境における検出状況等 (指針値 0.06mg/l)

(1)公共用水域

常時監視 (平成 12 年度)	933 地点中	超過 0 地点 (0.0%)	10%値超過 0 地点 (0.0%)
常時監視 (平成 13 年度)	883 地点中	超過 0 地点 (0.0%)	10%値超過 0 地点 (0.0%)

(2)地下水

概況調査 (平成 12 年度)	487 井戸中	超過 0 井戸 (0.0%)	10%値超過 0 井戸 (0.0%)
概況調査 (平成 13 年度)	453 井戸中	超過 0 井戸 (0.0%)	10%値超過 0 井戸 (0.0%)

5. P R T R 制度による全国の届出排出量 (平成 13 年度)

公共用水域	89kg
合計	217,899kg

6. 指針値の導出方法等

Bruckner ら (1989) のラットに対する週 5 日経口投与試験での血液学的パラメーターへの影響を根拠とする LOAEL 100mg/kg/day に、不確実係数 3,000 (LOAEL 使用、発がん性及び生殖毒性を考慮) を適用して、1 週間 5 日投与を考慮し、TDI は 0.0238mg/kg/day となる。水の寄与率 10%、体重 50kg、飲水量 2l/day として、指針値を 0.06mg/l 以下とした。

要監視 17 トルエン

1. 物質情報

名称	トルエン
CAS No	108-88-3
元素／分子式	C ₆ H ₅ CH ₃
原子量／分子量	92.1
環境中での挙動	トルエンの環境中での挙動は、トルエンの製造過程や原料として使用される過程で環境中に放出されることによる。その大部分は大気へ放出され、水系や土壌への放出は少ないと考えられている。水中から大気への揮散の半減期は 4.1～5.2 時間と推定されている。水中に残存するトルエンは、底泥中の有機物に吸着され、緩やかに生物分解される。 トルエンのヒトへの主な暴露源は大気である。
物理的性状	特徴的な臭気のある、無色の液体。
比重	0.87 (20℃)
水への溶解性	535mg/l (25℃)

2. 主な用途及び生産量

主な用途	染料、香料、火薬 (TNT)、有機顔料、合成クレゾール、甘味料、漂白剤、TDI (ポリウレタン原料)、テレフタル酸、合成繊維、可塑剤などの合成原料、ベンゼン及びキシレン原料、石油精製、医薬品、塗料・インキ溶剤
生産量等 (平成 12 年)	国内生産量： 1,489,011 t 輸 出 量： 10,907,475kg 輸 入 量： 127,873,427kg

3. 現行基準等

(1)国内基準値等

環境基準値	0.6mg/l (要監視項目指針値)
水道水質基準値	0.2mg/l (水質管理目標設定項目目標値)
PRTTR法	第1種指定化学物質 (政令番号 227)

(2)諸外国基準値等

WHO飲料水質ガイドライン	0.7mg/l (第2版及び第3版ドラフト)
USEPA	1mg/l
EU	なし

4. 水環境における検出状況等 (指針値 0.6mg/l)

(1)公共用水域

要監視項目 (平成 12 年度)	933 地点中 超過 0 地点 (0.0%) 10%値超過 2 地点 (0.2%)
要監視項目 (平成 13 年度)	877 地点中 超過 0 地点 (0.0%) 10%値超過 0 地点 (0.0%)

(2)地下水

要監視項目 (平成 12 年度)	502 井戸中 超過 0 井戸 (0.0%) 10%値超過 0 井戸 (0.0%)
要監視項目 (平成 13 年度)	525 井戸中 超過 0 井戸 (0.0%) 10%値超過 0 井戸 (0.0%)

5. PRTTR制度による全国の届出排出量 (平成 13 年度)

公共用水域	114,959Kg
合計	131,796,177Kg

6. 指針値の導出方法等

NTP(1990)のラット及びマウスの強制経口投与試験によるマウスの LOAEL 312mg/kg/day に、不確実係数 1,000 (短期実験、LOAEL 使用を考慮) の適用、週 5 日投与の考慮から、TDI は 0.223mg/kg/day となる。水の寄与率 10%、体重 50kg、飲用水量 2l/day として、指針値を 0.6mg/l 以下とした。

水道水質基準では、同一の試験からラット及びマウスの NOAEL 625mg/kg/day に不確実係数 5,000 (個体差・種間差 100、神経毒性 10、短期試験 5) の適用、週 5 日投与の考慮から、TDI を 0.0892mg/kg/day として評価値を 0.2mg/l としている。

要監視18 キシレン

1. 物質情報

名称	キシレン		
CAS No	1330-20-7 95-47-6(<i>o</i> -) 108-38-3(<i>m</i> -) 106-42-3(<i>p</i> -)		
元素／分子式	C ₆ H ₄ (CH ₃) ₂		
原子量／分子量	106.17		
環境中での挙動	キシレンの環境中での存在は、キシレンの製造過程や原料として使用される過程で環境中に放出されることによるもので、水系や土壌での存在は少ないと考えられている。ベンゼンやトルエンと同様に、ガソリンの燃焼によっても大気中に放出される。 地表水を汚染したキシレンは大気へ揮散し、その半減期は2.6～11日と推定されている。大気中に存在するキシレンは、主として光化学反応で生成されたヒドロキシラジカルと反応して分解される。大気中での半減期は、<i>o</i>-体が13時間と推定されている。有機物含有量の少ない土壌に浸透したキシレンは地下水に移行する。キシレンの水中での生物分解性は、弱から中程度と報告されている。 キシレンのヒトへの主な暴露源は大気である。		
物理的性状 比重 水への溶解性	<i>o</i> -キシレン	<i>m</i> -キシレン	<i>p</i> -キシレン
	特徴的な臭気のある、無色の液体		
	0.88	0.86	0.86
	175mg/l (20℃)	160mg/l (20℃)	198mg/l (20℃)

2. 主な用途及び生産量

主な用途	合成原料として：染料、有機顔料、香料（人工じゃ香）、可塑剤、医薬品（VB ₂ ） 溶剤として：塗料、農薬、医薬品など一般溶剤、石油精製溶剤
生産量等(平成12年)	4,681,377 t

3. 現行基準等

(1)国内基準値等

環境基準値	0.4mg/l（要監視項目指針値）
水道水質基準値	0.4mg/l（要検討項目目標値）
PRTTR法	第1種指定化学物質（政令番号63）

(2)諸外国基準値等

WHO飲料水質ガイドライン	0.5mg/l（第2版及び第3版ドラフト）
USEPA	10mg/l
EU	なし

4. 水環境における検出状況等（指針値0.6mg/l）

(1)公共用水域

要監視項目（平成12年度）	933地点中	超過0地点(0.0%)	10%値超過0地点(0.0%)
要監視項目（平成13年度）	878地点中	超過0地点(0.0%)	10%値超過0地点(0.0%)

(2)地下水

要監視項目（平成12年度）	502井戸中	超過0地点(0.0%)	10%値超過1地点(0.2%)
要監視項目（平成13年度）	525井戸中	超過0地点(0.0%)	10%値超過0井戸(0.0%)

5. PRTTR制度による全国の届出排出量（平成13年度）

公共用水域	42,464Kg
合計	52,426,864Kg

6. 指針値の導出方法等

NTP(1986)のラット強制経口投与試験（週5日投与）における体重減少を根拠としたNOAEL 250mg/kg/dayに、不確実係数1,000（毒性データ不十分を考慮）を適用し、週5日投与を考慮して、TDIは0.0179mg/kg.dayとなる。水の寄与率10%、体重50kg、飲水量2l/dayとして、指針値を0.4mg/l以下とした。

要監視 19 フタル酸ジエチルヘキシル

1. 物質情報

名称	フタル酸ジエチルヘキシル（フタル酸ジ-2-エチルヘキシル）
CAS No	117-81-7
元素／分子式	$C_{26}H_{44}(COOC_8H_{17})_2$
原子量／分子量	390.6
環境中での挙動	フタル酸エステル類はプラスチック添加剤（可塑剤）として使用される。これらはポリマーの中に化学的に取り込まれたものではなく、ただ混ぜ合わせたような形で入っているため、水に対する溶解度が小さく高沸点であるにもかかわらず、樹脂から溶出する可能性がある。 土壌や水中の微生物による生分解性は良好とされているが、フタル酸ジ-2-エチルヘキシルは、JIS 法による活性汚泥分解法では7日、モデル河川による微生物試験での50%分解時間は2.5週間必要とされている。
物理的性状	特徴的な臭気のある、無色～淡色の粘稠液体
比重	0.98 (20℃)
水への溶解性	23～340 μg/l (25℃)

2. 主な用途及び生産量

主な用途	プラスチック添加剤（可塑剤） 塩化ビニル、ニトロセルロース、メタクリル酸、塩化ゴムに良好な相溶性がある。特に塩化ビニル製品にはよく、主としてシート、レザー、電線被覆材、農ビ用フィルム、ペーストに適する。
生産量等 (平成 12 年)	国内生産量：252,796 t 輸 出 量：40,671,827kg 輸 入 量：10,947,526kg

3. 現行基準等

(1)国内基準値等

環境基準値	0.06mg/l（要監視項目指針値）
水道水質基準値	0.1mg/l（水質管理目標設定項目目標値）
P R T R法	第1種指定化学物質（政令番号 272）

(2)諸外国基準値等

WHO飲料水質ガイドライン	0.008mg/l（第2版及び第3版ドラフト）
U S E P A	0.006mg/l
E U	なし

4. 水環境における検出状況等（指針値 0.6mg/l）

(1)公共用水域

要監視項目（平成 12 年度）	692 地点中	超過 0 地点(0.0%)	10%値超過 15 地点(2.2%)
要監視項目（平成 13 年度）	746 地点中	超過 0 地点(0.0%)	10%値超過 32 地点(4.3%)

(2)地下水

要監視項目（平成 12 年度）	186 井戸中	超過 0 井戸(0.0%)	10%値超過 2 井戸(1.1%)
要監視項目（平成 13 年度）	321 井戸中	超過 0 地点(0.0%)	10%値超過 2 井戸(0.6%)

5. P R T R制度による全国の届出排出量（平成 13 年度）

公共用水域	790Kg
合計	392,359Kg

6. 指針値の導出方法等

Morton(1979)の試験結果をもとに NOAEL 2.5mg/kg/day とし、不確実係数 100 を適用し、TDI は 0.025mg/kg/day となる。水の寄与率 10%、体重 50kg、飲用水量 2l/day として、指針値を 0.06mg/l 以下とした。

水道水質基準では、Lamb ら(1987)のマウスに対する生殖毒性試験の結果から NOAEL 14mg/kg/day、Poon ら(1997)のラットに対する精巣の病理学的変化からは NOAEL 3.7mg/kg/day と求められ、これらの値に不確実係数 100 を適用して TDI は 0.04～0.14mg/kg/day と設定した。この TDI0.04 に水の寄与率 10%、体重 50kg、飲用水量 2l/day から評価値 0.1mg/l としている。

要監視 20 ニッケル

1. 物質情報

名称	ニッケル				
CAS №	7440-02-0				
元素／分子式	Ni				
原子量／分子量	58.7				
環境中での挙動	ニッケルの主要な鉱石としては、ケイニッケル鉱、ジリュウテッ鉱（硫化ニッケル）、コウヒニッケル鉱等がある。地殻中には 75ppm 存在し、銅とほぼ等量である。自然界には遊離の形ではみられず、塩類の形で存在している。 ニッケルの化合物は不溶性のものが多く、自然水中に存在することはまれであるが、鉱山廃水、工場排水あるいはニッケルめっきの溶出などから混入することがある。				
化合物の例	酸化ニッケル(II) (NiO)、炭酸ニッケル(NiCO ₃)、硫化ニッケル(Ni ₃ S ₂)、硫酸ニッケル(NiSO ₄)				
物理的性状	ニッケル	酸化ニッケル(II)	炭酸ニッケル	硫化ニッケル	硫酸ニッケル
	様々な形状をした銀色の金属固体	緑色～黒色の結晶性粉末	淡緑色の結晶	金属光沢のある淡黄色を帯びた青銅色の塊状物	緑色の結晶又は結晶状粉末
比重 水への溶解性	8.9	6.7	2.6	5.82	3.7
	溶けない	溶けない	溶けない	溶けない	29.3g/100ml (0°C)

2. 主な用途及び生産量

主な用途	プラスチック添加剤（可塑剤） 塩化ビニル、ニトロセルロース、メタクリル酸、塩化ゴムに良好な相溶性がある。特に塩化ビニル製品にはよく、主としてシート、レザー、電線被覆材、農用フィルム、ペーストに適する。
生産量等 （平成 12 年）	国内生産量：36,230 t 輸 出 量： 962,954kg 輸 入 量：57,894,285kg

3. 現行基準等

(1) 国内基準値等

環境基準値	指針値なし（要監視項目）
水道水質基準値	0.01mg/l(p)（水質管理目標設定項目目標値）
P R T R 法	ニッケル：第 1 種指定化学物質（政令番号 231） ニッケル化合物：特定第 1 種指定化学物質（政令番号 232）

(2) 諸外国基準値等

WHO 飲料水質ガイドライン	0.02mg/l(p)（第 2 版及び第 3 版ドラフト）
U S E P A	なし
E U	0.02mg/l

4. 水環境における検出状況等（指針値なし）

(1) 公共用水域

要監視項目（平成 12 年度）	949 地点中 検出 264 地点（最大 0.47mg/l）
要監視項目（平成 13 年度）	1,097 地点中 検出 334 地点（最大 0.16mg/l）

(2) 地下水

要監視項目（平成 12 年度）	228 井戸中 検出 38 井戸（最大 0.025mg/l）
要監視項目（平成 13 年度）	374 井戸中 検出 99 井戸（最大 0.021mg/l）

5. P R T R制度による全国の届出排出量（平成 13 年度）

公共用水域	16,691kg（ニッケル）	108,264kg（ニッケル化合物）
合計	25,256kg（ニッケル）	255,859kg（ニッケル化合物）

6. 指針値の導出方法等

要監視項目設定当初、Ambrose ら(1976)のラット混餌投与による臓器重量変化を根拠とする NOAEL 5mg/kg/day に、不確定定数 1,000（毒性データ不足を考慮）を適用し、TDI は 0.005 mg/kg/day となり、これに水の寄与率 10%、体重 50kg、飲料水量 2l/day として、指針値を 0.01mg/l 以下としていた。

その後、平成 11 年答申において、毒性についての定量的評価を確立するには十分な試験結果がない状況で指針値を示すことは、不確定な毒性評価をもとに環境中の存在状況について適切とはいえない評価を誘導する可能性があると考えられたことから、平成 11 年 2 月 22 日付けで指針値を削除した。

要監視 2 1 モリブデン

1. 物質情報

名称	モリブデン			
CAS №	7439-98-7			
元素／分子式	Mo			
原子量／分子量	95.94			
環境中での挙動	モリブデンは、地殻中に 1.5mg/kg 存在し、存在量はやや少ないが、土壌、動物、海水に少量ずつ含まれて広く分布している。天然には輝水鉛鉱、モリブデン鉛鉱として産出する。 自然界における分布は、大気中で<0.2～10ng/m³、海水で 0.01mg/L、淡水で 0.0005mg/Lである。 二硫化モリブデンは水に難溶だが容易に酸化され、還元剤がなければ水中で安定で、より易溶のモリブデン酸塩になる。			
化合物の例	モリブデン酸ソーダ (Na ₂ MoO ₄ ・2H ₂ O)、モリブデン酸アンモニウム ((NH ₄) ₆ Mo ₇ O ₂₄)、二硫化モリブデン MoS ₂			
物理的性状	モリブデン	モリブデン酸ソーダ	モリブデン酸アンモニウム	二硫化モリブデン
	銀白色の等軸晶系結晶、粉末は灰色	白色光沢のある板状結晶又は白色粉末	無色又は微緑色か微黄色単斜系結晶	金属様の外観をもち、石墨のような感触をもった六方晶系の粉末
比重	10.22	3.28	2.5	4.8～5.0
水への溶解性	不溶	可溶	可溶	不溶

2. 主な用途及び生産量

主な用途	モリブデン：特殊鋼（高速度鋼、耐熱鋼、その他）、真空管、耐熱材料、抵抗体、触媒、潤滑剤、電子材料、着色剤 モリブデン酸ソーダ：分析用試薬、飼料添加剤、カゼイン接着剤の添加物など モリブデン酸アンモニウム：試薬、写真用、陶磁器彩色、顔料など 二硫化モリブデン：潤滑剤、油分散剤、水素化触媒
生産量等（平成 12 年）	国内生産量：626,119kg 輸 出 量：15,260kg 輸 入 量：202,497kg

3. 現行基準等

(1)国内基準値等

環境基準値	0.07mg/l（要監視項目指針値）
水道水質基準値	0.07mg/l（要検討項目目標値）
P R T R法	第 1 種指定化学物質（政令番号 346）

(2)諸外国基準値等

WHO飲料水質ガイドライン	0.07mg/l（第 2 版及び第 3 版ドラフト）
U S E P A	なし
E U	なし

4. 水環境における検出状況等（指針値 0.07mg/l）

(1)公共用水域

要監視項目（平成 12 年度）	833 地点中	超過 0 地点(0.0%)	10%値超過 91 地点(10.9%)
要監視項目（平成 13 年度）	756 地点中	超過 1 地点(0.1%)	10%値超過 46 地点(6.1%)

(2)地下水

要監視項目（平成 12 年度）	161 井戸中	超過 0 井戸(0.0%)	10%値超過 2 井戸(1.2%)
要監視項目（平成 13 年度）	283 井戸中	超過 1 井戸(0.4%)	10%値超過 1 井戸(0.4%)

5. P R T R制度による全国の届出排出量（平成 13 年度）

公共用水域	78,890Kg
合計	91,240Kg

6. 指針値の導出方法等

Chappell ら(1979)の飲料水経由でのヒトの2年間暴露試験による NOAEL 0.2mg/l に、必須元素であることを考慮した不確実係数 3 を適用し、指針値を 0.07mg/l とした。

データの出典

- ・ 14102の化学商品（化学工業日報社 2002）
- ・ WHO飲料水水質ガイドライン（第2版第2巻）
Guidelines for drinking water quality, 2nd ed.Vol.2.Health criteria and other supporting information. (World Health Organization,1996)
日本語訳：（社）日本水道協会
- ・ WHO飲料水水質ガイドライン（第3版ドラフト）
WHOで2003年に改訂を予定している第3版の案で、インターネットで公開されたもの。
(http://www.who.int/water_sanitation_health/dwq/guidelines3rd/en/)
- ・ 水質基準の見直しにおける検討概要（平成15年4月）
厚生科学審議会生活環境水道部会水質管理専門委員会編
- ・ 平成13年度PRT Rデータの概要 ―化学物質の排出量・移動量の集計結果―（平成15年3月）
経済産業省製造産業局化学物質管理課・環境省総合環境政策局環境保健部環境安全課編

略語解説

IRIS(Integrated Risk Information System)

米国 EPA による化学物質の人健康に対する影響の統合データベースシステム
JECFA(Joint FAO/WHO Expert Committee on Food Additives)

FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議

LOAEL(Lowest Observed Adverse Effect Level)

最小毒性量

NCI(National Cancer Institute)

米国国立がん研究所

NOAEL(No Observed Adverse Effect Level)

無毒性量

NTP(National Toxicology Program)

米国毒性評価計画

TDI(Tolerable Daily Intake)

耐容一日摂取量